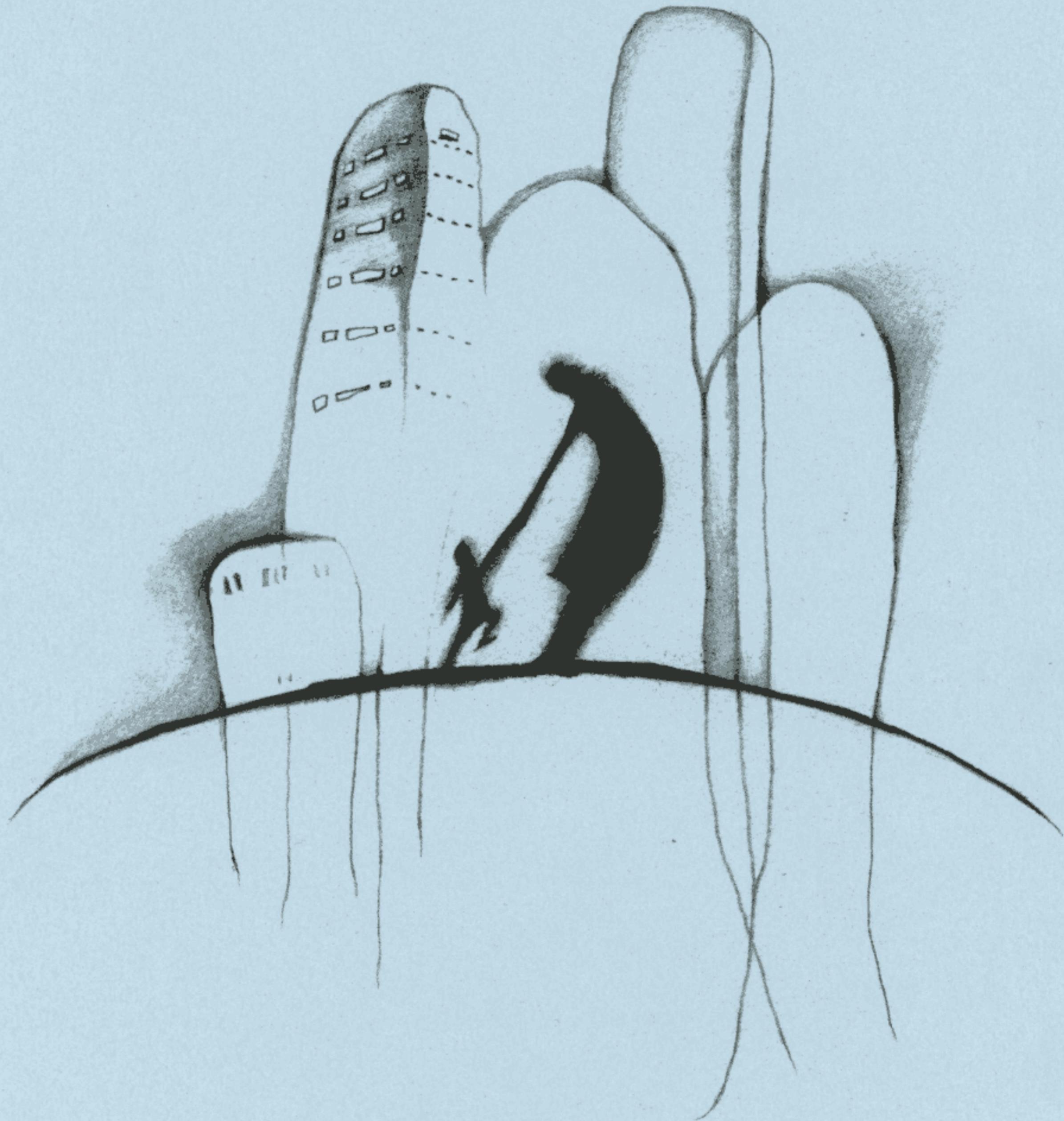


2002年4月 AWC

シンポジウム報告書

「犯罪です。子ども買春」

—子ども買春・子どもポルノ禁止法の見直しに向けて —



アジアの女性と子どもネットワーク

2003.3.5発行

〒231-0015 横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル9F YAAIC内
TEL・FAX 045-650-5430
URL <http://www.awcnetwork.org/>
E-mail awc@h6.dion.ne.jp

(土)日 02 月 ト 年 2002

一目次一

・春賣よら千。さり畢竟

～アサはニJ直裏の去土難い小木よら千・春賣よら千～

<シンポジウム>

タイムスケジュール P2

講師紹介 P3

シンポジウム報告 P4~P25

参加者の声 P26

謝辞
会後

<参考資料>

ストックホルム宣言 P27~P28

子ども買春・子どもポルノ禁止法 P29~P31

横浜グローバルコミットメント P32~P34

子どもと若者の最終アピール P35~P36

子ども権利条約の選択議定書 P37~P42

メディアで読む P43~47

参加者名簿・收支報告・編集後記 P48

一
大
目

2002年4月20日(土)

犯罪です。子ども買春。

～子ども買春・子どもポルノ禁止法の見直しにむけて～

<ムビデビュー>

シンポジウムタイムスケジュール

13:30 開場

司会者挨拶

女性フォーラムよりお知らせ

コーディネーター

マリ・クリスティーヌ挨拶

13:50 坪井節子さん

14:10 宇佐美昌伸さん

14:30 休憩

14:35 パネルディスカッション

15:25 質問

16:00 終了

アジアの女性と子どもネットワーク

『犯罪です。子ども買春。』

～子ども買春・子どもポルノ禁止法の見直しに向けて～

Annual Symposium

presented by Asian Women & Children's Network (AWC)

アジアの女性と子どもネットワーク

パネリスト：

坪井節子（弁護士）

宇佐美昌伸（元参議院議員秘書）

コーディネーター：

マリ・クリスティーヌ（AWC代表）

日時：2002年4月20日（土）13:30～16:00<13:00開場>

会場：横浜・桜木町 ランドマークタワー13階（エレベータAでお越しください）

フォーラムよこはま 交流ラウンジ（TEL 045-224-1133）

一パネリスト紹介—

宇佐美昌伸（うさみまさのぶ）

坪井節子（つぼいせつこ）

元参議院議員秘書、子ども買春・子どもポルノ禁止法の立憲第を担当。
大阪府立大学人間文化学研究科博士前期過程に在籍。ECPAT/ストップ子ども買春の会でも活動。論文には「子ども買春・子どもポルノ禁止法」をどう考えるか」（『現代文明学研究』第4号）、訳書にシーブルック『ケーススタディ 子ども買春と国外犯处罚法』（明石書店・共著）など。

弁護士、子どもの権利という観点から子ども買春の被害者を弁護する活動を展開。子どもの人権救済センター相談員、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員、日弁連子どもの権利委員会委員会等を兼任。著書に『アジアの触まれる子ども』（明石書店・共著）、『少年法・少年犯罪をどう見たらいいのか』（明石書店・共著）など。

一主催団体—

アジアの女性と子どもネットワーク（AWC）

住所：〒223-045 横浜市中区伊勢佐木町2-66 清利屋ビル8F

TEL&FAX：045-260-8141

e-mail：awc@h6.dion.ne.jp

URL：<http://www.awcnetwork.org>

2002年4月20日(日)

犯罪です。子ども買春。

～子ども買春・子どもポルノ禁止法に向けて～

講 師 紹 介

坪井節子

弁護士、子どもの権利という観点から子ども買春の被害者を弁護する活動を展開

子どもの人権救済センター相談員、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会

委員、日弁連子どもの権利委員会委員等を兼任。著書に『アジアの触まれる子ども』(明石書店・共著)、『少年法・少年犯罪をどう見たらいいのか』(明石書店・共著)など。

宇佐美昌伸

元参議院議員秘書、子ども買春・子どもポルノ禁止法の立案等を担当

大阪府立大学人間文化学研究科博士前期過程に在籍。ECPAT/トップ子ども買春の会でも活動。論文に『「子ども買春・子どもポルノ禁止法」をどう考えるか』(『現代文明学研究』第4号)、訳書にシーブルック『ケーススタディ 子ども買春と国外犯処罰法』(明石書店)など。

マリ・クリスティーヌ

AWC代表、異文化コミュニケーションアドバイザー、ハビタット親善大使
諸外国での生活経験、大学での研究を生かし、国連ハビタット親善大使として都市のまちづくりに関する講演や、子どもが安全に生きていくための社会についての講演などをしている。著書に『人を素敵と思う朝=私と地球の熱い関係』(立風書房)『自分をいかす人見失う人』(海竜社)

司会： 本日はご来場ありがとうございます。司会を務めさせていただきます鹿野小巻と申します。よろしくお願ひいたします。これから「犯罪です。子ども買春」-子ども買春・子どもポルノ禁止法の見直しに向けて-というテーマに沿ってアジアの女性と子どもネットワーク・シンポジウムを開催いたします。

パネリストの方をご紹介させていただきます。弁護士の坪井節子様、元参議院議員秘書でこの法律の立案にたずさわられた宇佐美昌伸様です。進行をAWC代表マリ・クリスティヌが務めさせていただきます。

ひとつお断りをさせていただきます。本日、記録用としてカメラ、ビデオでの撮影をさせていただきたいと思ひますのでご了承下さい。それではよろしくお願ひいたします。

マリ： 皆様こんにちは。坪井さんそして宇佐美さんをお迎えし、これからパネルディスカッションを始めます。今年は子ども買春・子どもポルノ禁止法の見直しの年です。AWCは子ども買春・子どもポルノ禁止法が1999年に出来た時、市民活動として応援してきました。私自身、常日頃、一市民として、母親として、女性として、地球人としてアジアに世界に、私たちが住んでいる国の在り方というものを伝えていくことがとても大事だと感じてきました。

1996年にAWCを立ち上げ、タイの山岳民族の子どもたちの教育支援活動をしています。教育支援からスタートした活動が子ども買春に密接な関係があることを知ったのは活動を始めて間もない頃です。教育を受ける機会のない山岳民族の子どもたちが被害を受けてしまうのです。それ以来根絶に向けての活動をしてきました。本日はAWCの活動をいろいろと支援していただいたり、ボランティアで参加されている方々も大勢お見えですが、法律が出来、横浜で会議が開かれ、多くの人々に「子ども買春・子どもポルノ」の問題に認識を持っていただいている今、今度は今回の法律の見直しの中で、私たちがこれから何ができるか皆様と考えたいと思います。

99年の時には私たちは「何かしたいね、どうしよう」ということで皆で考え合ったところ、きっと皆さん方もお手伝いしてくださったと思いますが、はがきやファックスを国会議員に送りました。日本に住む外国人コミュニティの方々にも一緒に参加していただいて5000枚のファックスを一週間送り続け、議員の方々にも分かっていただき法律の制定に繋がりました。普通に生活している私達でも何らかのメッセージを伝えることができ、何らかの形で国を動かすこともできるということを実感させてもらったことが嬉しかったです。この要請活動は私たちの身近な所でできることからスタートしたものですから、その意味では私たちは一人一人が参加者だという認識が生まれていると思います。見直しのときもぜひ私たちが出来ることをお手伝いさせていただきたいと思います。

今日は坪井さんのお話そして宇佐美さんのお話をいろいろと伺い、私たちに何ができるのか、この法律の見直しはどのようにすればもっと良くなり、子どもたちを守ることができるのかということを知りたいと思います。まず坪井節子さんから法律の今までのこと、そしてこれからどのようにしていくべきなのか、またご自身がこれに対してどのように関わってこられたかを含めてお話を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

坪井： それでは私の方から子どもの買春事件、性が関わる子どもの事件について被害者側の視点からこの法律「子ども買春・子どもポルノ禁止法」がどのように変わっていって欲しいと願っているかということを20分ほどでお話させていただこうと思います。正直に申しまして私はこの法律ができたから後「子ども買春・子どもポルノ禁止法」の刑事裁判に関わっておりません。今日は会場に弁護士が見えていますが、この法律ができたから被告人弁護としてたくさんの子ども買春・子どもポルノ事件の弁護人として活動されていらっしゃいます。後ほど会場の方からぜひひとととの体験に基づくさまざまな示唆をいただきたいと思っております。

私の方からはひとつ皆さんに実例として嬉しい報告をしたいと思います。タイの少年の事件で5年前に私たちが少年の代理人として子ども買春事件、当時は買春罪というのがなくて、強制猥褻罪という形でこの子の代

理人として愛知県警に告訴したという事件がありました。この事件につきましては国際捜査という形で非常に難関がたくさんあり、その中をかいくぐりハードルを超えるながらこの捜査を県警や検察庁が進めてきました。しかし例えば被害者の少年の事情聴取というようなことができないという壁の前で2年も経過し、私たちとしては何とか被害者の少年を調べてほしいということでNGOの方たちと協力をしてお金を出し合ってこの少年を日本に呼んで、警察、検察庁でこの子の事情聴取をしてもらうというようなことをいたしました。またその後被疑者、容疑者がこの子との性行為があつたことについて否認をする、同じ部屋に2人で裸でいたということは逮捕時そういう状況でしたから否認のしようがないのですが、強制猥褻行為をしたことは否認をするという態度に出たために警察の方ではさらに立件を躊躇しまして、誰か第三者の証言が必要だということを言い出しました。そこでまたタイのNGOの方たちと協力をしてタイの警察に要請をしながらこの少年を連れて来て日本人男性に紹介をしたポン引きを何とか探し出して、この人を逮捕するということがその後できたのです。このポン引きをやった人はタイで実刑判決を受け2年6月ということで刑務所に収容されるということまでいきました。そしてこの男性の裁判における調書などが日本に送られて来て、さあ私たちはこれで立件できると思っていたのですが、最終的にまた日本の検事がもう一度タイへ行ってこれを調べてくる（検事は任期があるので5年もたつと最初の検事がいなくなり、また次の検事が来ます）、自分が起訴するかどうか決める前にもう一度現実に被害者に会って、ポン引きに会って来るといって、タイとの捜査共助規定に基づいてあちらへ行って調べてこられたのです。帰って来られてこの事件は起訴できないということを5年目にしていました。強制猥褻罪の控訴時効があり、これは5年で控訴時効になります。犯罪が起きてから5年以内に起訴をしないと起訴できなくなるとなっているのですが、この5年が昨年の8月末で来るというもうぎりぎりの所になっていました。検事の方では非常にやる気であったにもかかわらず頓挫をしてしまったのです。

私たちとしてはどうしたのだろうとそのときは本当に謎でした。例えば子どもの証言が一貫していない、最初に逮捕時タイで逮捕されたときの証言と、日本で話した証言と、今回検事に喋ったときの証言の内容が一貫していないというようなことをいわれたのです。11歳の少年が5年間同じ供述を維持できるということが難しいと思いますが、タイの警察が最初にとった調書はひどいもので、子どもの話を何も聞かずに作文をしたということが分かっているにもかかわらず、一貫性がないということを表面上の理由にしていました。不起訴記録は本来なかなか開示されないので、この事件の場合、その後民事裁判を起しまして、民事裁判の訴訟の記録として必要ということで原告被告両方の申請で不起訴記録というものを全て法廷に提出することができました。その不起訴記録というものを見ますと検事が何故不起訴にしたかということが縷縷書いてあります。どれを見ても合理的な理由にならない。当初から私たちが凝っていたとおりなのですが、実はこの11歳の少年がこの事件で日本人が逮捕される以前2回別の男性との間で買春行為をしていました。このことが彼がタイへ行って調べたとき分かってしまったのです。ここで日本の警察や検察庁のこの子を守らなければいけないという意識がガクンと下がってしまったのです。日本の刑事司法というのはまだまだこの意識があります。処女じゃなければ強姦されたって強姦罪にならない、夫婦の間でレイプが発生してもレイプにならない、援助交際をしている女の子が強姦をされたってその被害は小さい、この意識です。まったく話にならないところにいる皆さんには思われるでしょうが、日本の刑事司法を担っている人たちの意識というのはまだまだそれが強い。11歳の少年がその前に子ども買春の被害にあつていたからといって、なぜ彼が悪い子だといえるでしょうか。ほんとに情けない話でした。

去年の5月に不起訴になりました、その後検察審査会に不起訴不相当という意見を出してほしいということを申し立てましたが、検察審査会も不起訴相当という意見を出してきたのです。非常に残念だったし、私たちとしても無力感を感じました。少年に対して私たちは一体何をしてきたのだろう、彼を何度も何度も事情聴取にさらして、拳銃に不起訴にした。彼の頑張りが何にもならなかつたという非常に辛い思いをいたしました。このあと民事裁判で続けるか続かないかという時点で非常に悩みました。

私たち弁護団としては何としてもこの恨みはらさずにおかぬという気持ちもありまして、何としても民事裁判で有罪というか、損害賠償を取りたいという形で有罪を立証したいという想いがありました。少年にもう一度日本に民事裁判の法廷に来てもらわなければならないということになる訳ですから、もし民事裁判で負けるとすればこの少年に再び三たびつらい過去を語らせなければならないということになる訳で本当に躊躇し

ました。最終的には彼の判断にまかせたのですが、彼は一週間前まで行くか行かないか迷っていました。しかし最後タイのNGOの方の支援をもって費用はちらで準備をしたのですが、彼はやっと日本に来てくれました。

今年（‘02年）の2月26, 27日と民事裁判の証人尋問がありました。私たち弁護団としてはこの少年に対して、こんどこそ負けないぞという意気込みで裁判官の前で証人尋問をいたしました。それに先立っては彼をマスコミや傍聴者から守りたいということがありますので、マスコミにも一切知らせず裁判をいたしました。彼の後に衝立を立ててもらって傍聴席からも被告からも顔が見えないという処置をして証人尋問をいたしました。26日一日中彼の証人尋問が行われていきました。彼は私たちの前ではいつも同じことをいふ続けています。本当につらい過去ですがたんたんと話をしてくれました。

この事件の一日目の証人尋問が終わったときに私は予想もしなかったのですが、3人の裁判官の一番若い裁判官が「お話があります」と双方の代理人を呼びました。何だろうと思って行きましたら、民事裁判の合議といって3人の裁判官がやっていたのですが、彼一人だけがこの民事裁判を提起したときからずっと関わってきた人でした。「自分はこの4月に転勤でいなくなってしまう、この事件をすっと2年半ぐらい見て来て僕として人間としてこの機会に何とかして解決をしたいという思いがある」といわれるのです。「全当事者が集まる最後の機会だと思う、タイから少年が来ることなんてもうないと思う、ここで私個人の心証ですがお話をしたい」とおっしゃるのです。-日本の裁判官にこういう人がいるのだということが私たち弁護士からいうと驚異でした。「被告の方は否認をしているけれど、やっていないといっているけれど、私はやはりこの事件はあったという心証を持ちました。そしていつまでも被告が否認し続けることによってこれ以上少年を傷つけないでほしい。彼の被害、5年間にわたる苦痛というものがあなたの（被告はそこにいはず被告代理人がいました）、被告の行為によって生じたものだという因果関係は否定できません。私の心証はそうです。しかしこれは勿論合議体、3人の裁判官の意見ではありませんからもしここで和解が成立しないなら聞き流していただきたい」、こういう話をしました。そして「はっきり申し上げるけれども、ここできちっと事実を認め謝罪をし、そしてこの子に100万円を支払うという和解はいかがか」という提議がなされたのです。

私どもは請求としては1000万を請求していました。100万と聞くと皆さんはそんなに少額と思われるかもしれません。この金額は、実は彼は極貧の漁師さんの息子さんだったのですが、彼の家庭の10年分の年収に当たるのです。ですから100万という金額は彼にとって決して少ない金額ではありませんでした。「ひと晩考えてほしい。明日の朝の10時までに結論をだして下さい」とそういうドラマがありました。その晩帰りました、彼と彼を連れてきたNGOの方と一緒に懸命検討しました。もしここで原告が本当に事実を認めるのであれば100万という金額であっても和解をしたい、もう苦しみをこれ以上長引かせたくないというのが彼自身の強い希望でもありましたし、もしそのお金が入ったら、お父さんお母さんに迷惑をかけてきたそのお詫びという意味もあるのでしょうか、土地を買ってお父さんお母さんに家を建ててあげたいといっていました。そういうことで私たちとしては和解を受け入れるという結論を出しました。

向こうがどう出るか、まず無理だろうということで次の日の証人尋問の準備をしていたのですが、当日朝になりました、裁判官もにくいことをするなと思うのですが、双方法廷に呼び出されているのですね。ああ、もうだめだ、やっぱり法廷やるのだと思っていましたら、裁判官が3人、ずっと私服で入ってきました。法廷をするのだったら法服である黒い服を着て入って来ます。それが私服を着て裁判官が3人入って来た、つまり10時に双方それぞれ裁判官に和解をするかどうかを結論をいうということだったのですが、双方和解に応じるといったのですね。当事者どうしは相手の結論を知らないままだったのです。裁判官が法服を着ず私服で入って来たときに、「あつ、和解ができるのだ」と、どきどきしました。和解条項全てをタイ語に翻訳をして、彼に一つ一つ理解をさせて、法廷で和解を成立させたのです。

その後ですね、これは私たちでは出来なかつたなと思うのですが、傍聴席は誰もいませんが被告だけ1人は来ていたのです。その時に連れてきたNGOの彼女と少年彼がすっと傍聴席へ行きました。何するのだろうと私たちは見ていたのです。そしたらその彼女が被告に手を差し出して「あなたの謝罪の気持ちを受け取り

ます。どうかこれから元気で頑張ってください」とおっしゃったのです。そして少年に対して被告が「申し訳ありませんでした」と深深と頭を下げたのです。そしたら少年も手を出してありがとうといって握手をしたのです。日本人だったらここまで出来るのだろうかという思いがしましたが、本当の意味での和解が図れた、被告が本当に彼に謝ってくれたし、お金の問題ではないと思いました。その意味でこの事件、刑事事件としては不起訴になったけれど、最終的には被害者が報われて被害の回復を受けられたという結果が出たのです。私たち弁護団としてはやはり買春被害者である子どもたちを救っていきたいというのが自分たちの活動目的でしたから、その意味でたった一人の小さな被害者であるかもしれない、この子をこういう形で救えたことについては本当に嬉しい思いがありました。

この事件を通じてたくさんの教訓を得てきました。「子ども買春の禁止・子どもポルノ禁止法」の見直しをする時に国外犯処罰規定の運用がいかに難しいか、そしてそれを実施するためにどれほど大変なことが必要かということを分かっていただきたいと思っています。先だっての世界会議では私たち日弁連としましてはワークショップを開きました。そのひとつで国外犯処罰における捜査共助、司法共助の問題ということでワークショップをしました。そこにはタイの方、フィリピンの方に来ていただいて、捜査共助の在り方についての貴重なアドバイスをいただきました。フィリピンの司法副長官という方が来てくださり、「日本との間の捜査共助規定を結びたいと思っています」という提案をなさっていらっしゃいます。でも日本の政府はそれに対して手を差し伸べてこないのだというような発言がありまして、アジアの国々が協力を申し出でているのに、日本側が積極的にそうした問題に対して手を差し伸べていかなければならぬのではないか。この事件が5年もかかっているのはその捜査共助をするために、いちいち向こうに問い合わせ、返ってくるのに1月もかかる、実際に「捜査員を派遣していいでしょうか」、「いいですよ」といつくるけれど、また1月かかる、行って、向こうで作られた捜査共助の調書を送り返すのに半年かかる、それが何度も送られて行く、しかも送られて来た先方の書類が日本の裁判では役に立たない、そういうことが何度も繰り返されていったためです。

真に両国間で捜査共助がきちんとされていて、何が日本の裁判に必要で、どういう証拠でなければ役に立たないということの認識が双方できちんとあり、あるいは共助の要請があつたらすぐ何日以内に回答しなければいけないというような協力規定があつたら、どれほど短縮されたかと思います。それらひとつひとつが共助協定の中にはしい、日本政府はワールドカップを念頭において韓国との間で犯罪人引渡し条約を締結しました。やっぱり私たちとしては子どもの買春問題の犯罪捜査共助協定を作り、子どもたちを守るための視点で条約を結んで欲しいです。私たちとしても、この条約の条文をどのようにしたらいいかと検討中です。それを外務省、政府に提言をして皆さんとの協力で、例えばフィリピンではこういうようにしたいといつておられる国があるんだからそことまずやってみてくださいというような働きかけができるだらうかと思っています。

子どもの被害者の問題なのですが、この少年に日本にもう一度来てくれないかと私たちが懇願した時に非常に躊躇した理由は、日本の警察で彼が最初に来たときに聞かれた内容が大変辛かったということです。それは精密司法といわれている、微に入り細に渡り調書にとらなければならないという日本の裁判の運用があるからです。決して警察・検察庁が彼をいじめたわけではないのです。ですが、その日、2年前の何月何日は君は何色のシャツを着てたのか、それは長袖だったか半袖だったか、それを一生懸命答えさせる、あるいは君はベッドの右側に座っていたのか左側か、子どもにとってはどっちでもいいことですし、記憶しているはずがないことを「思い出せ思い出せ!」、とにかく彼はそれが苦しかった、細かい事を聞き続けられた、それを3日間ぐらいやられた訳なのですね。警察の人達は彼に対して好意的で頑張ろうという気持ちでやってくださっているのですが、その時13歳だった彼にとってはとても苦しかったのです。この刑事司法制度の中でどんなに被害者が傷つけられていくかということを、彼からは十分聞かされた訳です。

今の日本の刑事司法の中で子どもの被害者を保護する形の条文はありません。やっと刑事犯罪被害者保護の法律が昨年刑事訴訟法が改正される中で若干でした。先程のようなスクリーンを置くとか、ビデオリンクで証言とかいうようなことはありますが、例えば1999年のタイの刑事訴訟法が改正され、子どもの被害者の聴取のためにひとつの部屋で検察と警察とソーシャルワーカーが必ずいる席で、子どもたちに1回だけの事情聴取で終わらせる、それを全部ビデオテープにとっておいて裁判の証拠にもできるというようなシステムが

できました。私達はその部屋も見に行きましたが、日本にはそういう制度はまったくありません。子どもの被害者を保護するための発想がないのです。警察で聞かれ、検察庁で聞かれ、また裁判所で聞かれるというようなことを何度も繰り返さなければいけない。

こうした刑事司法手続きの中での子どもの保護を考えるための刑事訴訟法を改正しなければいけないという問題があるのですが、これはぜひともやっていただきたい。特に性犯罪の被害者、性虐待の被害者を含めて、性虐待を受けた子どもたちが父親や祖父を強姦罪で告訴するという事件、私も去年実刑になった判決をやったのですが、その少女も本当に苦しかったですね。5年間に渡っていかにいやなことを聞かれ続けるか。好奇心ではないけれど気持ち良かったかと検事は聞く訳ですよ。それは気持ち良かったか、良くなかったかということで強姦か和姦かを決め付けるという方法しか発想がないからですが、そんなことを被害者に聞かなければいけないという刑事司法の発想のおかしさをすごく感じます。

ですからこの刑事司法制度の中で、それに当たっている実際の検査官に対して、被害者たる人たちがどのような聴取をうけることによって傷つくかということについての十分な研修を受けていただきたいです。性虐待の事件の場合は、私は性被害者の心情を綴った本を検査官に読んでもらいました。検査官や警察官に変わつてもらわなければならないということがあります。

さらに刑事手続の中だけではなく、子どもの被害者の総合的支援に関して今、買春罪で被害者になった子どもは保護しなければいけないとなっています。しかしその被害者の子どもたちがどのように保護されているか追跡してないですね。私達が知っている限り被害者となった子どもたちを、例えば家に帰れない子どもをどこかで保護をして、その子たちがもう一度社会復帰ができるように法的な支援、心理学的な支援、医学的な支援、教育・福祉的な支援を与えて、彼らが独り立ちできるようになっていくというようなシステムは、日本には公的には存在していないのです。日本の女の子たちはお金があるのに子ども買春なんかやって悪い子だなんて意識があるかもしれません、私たちが少女買春で、買春だけではないけれど虞犯ということであげられてくる少年事件である被害者である女の子たちはそんな子ばかりではないのです。本当に親がいない、親から虐待されていて家に帰れない、泊まる所がない、だからしょうがなくて援助交際やってホテルを泊まり歩いてたり、あるいは稼ぎようがないから風俗やって、歳をごまかして自立して稼いでいる子たちが日本にはまだまだいるのですよ。そんな子たちを保護する場所がありません。その子たちを保護するのは少年院になります。少年院は犯罪を起こした子どもを矯正する施設です。どうしてその子たちを被害者として保障するシステムがこの日本にはないのか、その辺り検討するに当たっては法律家がやらなければいけないことがあります、子どもの被害者を本当に保障するシステム、これはフィリピンやタイにはありますが、アジアにあるのに日本には無いという遅れを認識して、きちんと日本の中で作って行かなければいけないと思います。また足りないところは後でお話させていただきます。ありがとうございました。

マリ： ありがとうございます。法改正をこれからすることになりますが、今迄の法律では十分だったのでしょうか？ 問題点があるとするならどこでしょうか？

坪井： 私が今いったのは「子ども買春・子どもポルノ禁止法」でいうと12条以下の部分に特に該当します。条文としては例えば12条に「検査および公判における配慮」があります。ですがこの法律ができて以来、この3年の間にこの配慮がどれだけなされたのか、この配慮を現実化するための法制度の改正がどれだけなされたかというとゼロだと思います。15条に「心身に有害な影響を受けた児童の保護」、16条の「心身に有害な影響をうけた児童の保護のための体制の整備」、これに対しては厚生省は児童相談所で被害者たる子どもたちを指導していますといいますが、これでは何も新しく変わってはいない、虞犯扱いをされていることと何も変わっていません。17条で「国際協力の推進」と書いてあります。しかしこれも後で奥村さんがお話くださいましたが、国際国外犯処罰の中で何が変わったかといつてもやっぱり現場の苦労は相変わらずですね。私が今、申し上げているのは12、15、16、17条の実施ということは何にもなされてない、そういう意味での運用の見直しをしてもらえないかということです。

マリ：先程の少年の話が示している訳ですね。ありがとうございました。では続きまして宇佐美さんお願ひします。今日はジェンダー・バランスで男性も一人いらっしゃることが嬉しいです。

宇佐美：宇佐美でございます。以前は国会議員の秘書をしておりましてその当時、「子ども買春・子どもポルノ禁止法」の立案等にかかわらせていただきました。AWCの皆さんとも一緒にさせていただき坪井さんともやりとりさせていただいていたということもありますので、今日お招きいたい大変感謝しております。私の方からは簡単にこの法律ができるまでの経過と、法律を見直していくうえで何が必要かを項目の形で問題提起させていただきたいと思います。

「子ども買春・子どもポルノ、性的目的での子ども人身売買」という問題は昔からありました。日本人がしばしば東南アジアの国々フィリピンやタイに行って買春ツアーをする、これは子ども相手に限らず大人相手でも今まで行われてきましたし、以前キーセン観光という形で韓国に買春ツアーに行くという問題も起こっておりましたし、沖縄の米軍基地周辺での売買春という問題も以前から起こって、女性団体などは取り組んでいる問題です。こういう問題は海外でもあります、早いところでは70年代、80年代から法律の見直しを含めてさまざまな対応がとられてきました。その中で子ども買春の問題というのが特にクローズアップされ、また対応が加速したというのが90年代に入ってからになります。ひとつのきっかけが1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択され現在では189カ国、日本を含めて世界の中でも一番批准されている条約ですけれども、「あらゆる形態の性的搾取、性的虐待から子どもを保護する、そのためにあらゆる措置を取る」、そういう規定が定められておりまして、それを各国で実行していくという流れがあります。

それとも重なりますがエクパット（ECPAT）がスタートしたということも一つの大きな要因です。これは1990年にタイ、フィリピンやスリランカなど5カ国で買春観光、観光と子ども買春の問題について調査を行い、タイのチェンマイで会議を開き、そこから始まつたもので、そもそもは「アジア観光における子ども買春根絶キャンペーン」という形でスタートしました。現在ではその正式名称を「子ども買春・子どもポルノ・性的目的での子どもの売買根絶国際NGO」といい、世界的にパートナーのNGOがいて活動しています。もともとはアジアにおける問題からスタートしたキャンペーンでこれを基にして、買春観光を受け入れている被害者の側の国、タイやフィリピンで法律の改正が一方で進み、一方、北米、ヨーロッパ、オーストラリアといったような買春ツアーを送り出している国の側が法改正をしたり、先程坪井さんがおっしゃったような国外犯の処罰、これに関する具体的な取り組みが進められました。

その運動の盛り上がりのひとつとして1996年ストックホルムで「第1回子どもの商業的性的搾取に対する世界会議」というものが開かれ122ヶ国の政府、NGO、国連機関などが参加しました。日本も参加しまして、その当時私がついていた清水澄子参議院議員、今は落選してしまって議員ではありませんが、彼女が政府代表として参加し私も秘書の立場で参りました。国際的にはそのような流れがあり、子どもの権利の問題に取り組んであらゆる対策を講じていくという形で運動が進み、また対応も進んで行きました。

翻って日本はといいますとこれだけ買春ツアーを送り出す国といわれ、また1996年頃ですと世界で出回っている子どもの商業的ポルノの80%は日本製だといわれるような状況があつたにもかかわらず、ちゃんとした法律はありませんでした。その中で坪井さんのような熱心な弁護士さんたちが、今ある法律の中で何とかできないかということで四苦八苦されながらやってこられたというのが現状でした。ストックホルム会議があり、私がついていた清水議員が法案の作成を始めまして、当時自民党、社民党、さきがけで与党を組んでいたその中にこの問題を持ち込んで、プロジェクトチームを作り法案を作成して、98年にいったん国会に提出しました。

しかし、当時いろいろな法案が問題になっている中でこの法案は全く審議されず、1年近く放って置かれる格好になってしまいました。国会における子どもの権利の問題、子ども買春等の問題に対する問題意識の低さを表した一つの象徴的な事実なのです。また、さらに自社さの連立政権も解消されるという形の政治状況の中で、この法案の行方はどうなるんだろうという状況になってしまっていました。この問題をいつまでも放置していたら、その人の立場によっていろいろな見方がありますが、日本の恥だと、各党ご意見あります。

この問題は党の利害を超えてやる問題だということで、超党派という形で珍しいことで法案を作成する段階で自民党から共産党まで全部の政党・会派が参加する形で検討会ができまして、自社さの法案を基に検討を加え合意に達しました。

最終的に1999年6月に全会一致で「子ども買春・子どもポルノ禁止法」（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律」）が成立し、その年の11月施行されて今に至っています。いろいろな問題がその当時も議論され、一部は法律の中に盛り込まれたけれども、そのとき議論がまとまらずに、盛り込まれなかつたところもたくさんございましたので、施行後3年をめどにして、この法律の検討を行うという、つまり見直しを行つて必要な法改正の措置を講じようという規定も法律の中に書き込まれまして、ちょうど今年の11月で施行後3年にあたりますので、まさに今から法改正の議論をしていかなければいけない、そういう段階にあります。

ではどんな法律で何が問題なのか、これをざっと駆け足でお話しさせていただきたいと思います。まず、この法律、どんな意義があるのかしっかりと押さえてそれをよりきちんとした形で具体化していく、強めていくということが不可欠です。今申し上げたように日本はこの問題の加害国という立場でさんざん国際的な非難を浴びてきました。かなり遅い対応であったのですが、1999年法律を作るという形で国際的な要求に応えて、子どもの商業的性的搾取を明確に法律で犯罪とした、というこれが意義として第一点になります。この法律では「子ども買春」、「直接買うという行為」、それから「子ども買春を斡旋するという行為」、「子どもポルノを売ったり、配ったりまたそういう目的で製造したり、持ったりする」ことを処罰する、子どもを外国から日本に連れてくる場合、もしくは例えば日本人がミャンマーの子どもをタイに連れてくるという形で売買する、いざれにせよ日本人が海外であれ国内であれ子どもを売買することを禁止し処罰する、そのようなことが具体的に犯罪行為として規定されています。詳しくは今日お配りされている資料の中に法律がありますので文言を見ていただきたいと思います。

第二点目に、この法律は子どもの権利を守るということを目的に掲げた初めての法律になります。今まで、上下関係という中で子どもに対するいろいろな政策を定めるという法律はありました、「子どもの権利条約」は批准しているのですが、権利を守るという形の法律は今までありませんでした。その意味でこの法律は子どもの権利を目的に掲げた非常に意義のある法律で、2000年に「児童虐待防止法」が定められましたが、それにつながっていくような法律になったと思います。

それから三点目に先程も申し上げましたようにこの法律は売買春における買う側、もちろん相手が子どもの場合に限る訳ですがそれを処罰対象とした初めての法律です。売春防止法でも売買春、売る方も買う方もダメですよと書いてありますが、直接買った人は処罰されません。従来レベルでは子どもを買った場合処罰される条例は今までありましたが、法律のレベルで売買春における買う側を処罰対象にしたのは初めてです。もうひとつポルノという問題も今まで猥褻という基準しかなくて、いくら子どものヌードを写していても性器が写ってなければOKですよというそのようなレベルだったのですが、猥褻といった公序良俗というような社会の観点からポルノがダメですというのではなくて、子どもの観点から犯罪として処罰することにした、それが第三点のポイントです。ただ認識がどこまで行き渡っているかということはまた別の問題として、法律の見直し、また執行の強化の中の課題としてある訳ですが、意義としてはそのようなものが確認できます。

それから先程坪井さんからもお話をありがとうございましたが、この問題はもともと国際的な性質を持っていて、「国外犯処罰規定」というものをこの法律は設けていまして日本人が海外で行った犯罪もこの法律で処罰の対象とするということ、政府は国際協力をしなければいけませんよということを定めてあることが第四点目の意義としていえると思います。

五点目にこれは非常に重要で注目していただきたいのですが、この法律はしばしば「子ども買春・子どもポルノ処罰法」としていわれることが多いのですが私は「禁止法」といっています。というのはこの法律は処罰だけをとらえているのではなくて、被害にあった子どもたちの保護を取り上げているからです。具体的には

裁判等における子どもの人権への配慮とか、この問題を防止するための教育啓発・調査研究、被害者の回復・立ち直りを支援して行くことが必要だということを規定しております。

それから六点目にこれは法律そのものの内容とちょっとちがう話ではあるのですが、先ほどマリさんからお話をございましたように、この問題はもともとNGOが国会に持ち込んでいった問題で、NGOが働きかけた問題なんですね。意識があって法律が必要だと思った人達はごく一部の女性議員しかいませんでした。NGOと連携しながら問題提起してきた議員たちですが、その中でNGOが提起してきた問題、それから坪井さんたち弁護士さんたちが提起してきた問題が法律として制定された、今の法律の作られ方を見るときわめて珍しい事例、これを非常に重要視する必要がありますし、これから見直しの過程においてもNGOの意見というものをしっかりと反映した形で見直しをしていかなければなりません、国会の、特に男社会の論理だけでこの問題を扱われては困るということ、法律が制定されたそもそもその契機を振り返りながら考へる必要があると思います。

以上六点ほどこの法律の意義、前向きの側面を申しあげましたが、最初にもいいましたように、これらをより具体化して行くこと、それが法律の見直しにあたって極めて重要な視点になります。具体的にどうやって見直していくか、いくつかポイントがございます。先程法律の意義をいったときに子どもの権利が目的に掲げられたというふうに申しあげました。ですからこの法律を見直すに当たっても「子どもの権利」という観点からもう一度法律全体を検証して、足りないところを補っていく、また、まずいところを改めていくということが必要ですし、その際には、「子どもの権利条約」、「ストックホルムの会議での宣言・行動アジェンダ」、去年の「横浜会議のグローバルコミットメント」という採択された文書、その他にもいろいろ国際的な条約が採択されていますが、国際基準を日本でもしっかりと実施していく、そういう視点をしっかりと持って、他の国でとられているよい措置、先程ほど坪井さんからご紹介された通りの供述手法における子どもの保護策というものは進んだもので、かなり前向きなものですが、そういうものを取り入れて行くことを考える必要があります。

二点目にこれも先ほど強調したことですがこの問題は処罰をするだけでは解決にならない、根本的には「子どもの商業的性的搾取というのではない」というのが目指すべきゴールになります。それはいっても現に今でも被害がたくさん起こっています。犯罪を犯す人達が多くいます。被害にあってしまった子どもたちがきちんと刑事手続きの過程で保護を受けること、回復をし、立ち直って行けるということ、それを支援して行くということ、それをきっちりと施策としてできる、それを担保する法律にしなければいけない、それが大変重要な点になります。

三点目にそうはいっても処罰は勿論重要なことになります。これから議論が出て来ると思いますが、この法律はいろいろとまだ処罰の中の抜け穴があります。子どもの権利を性的搾取・虐待という形で犯しながら、のうのうとしている人達がたくさんいます。処罰規定の抜け道を防ぐことは重要ですし、坪井さんのお話にありましたけれど、国際協力、国外犯処罰の時の具体的対応策をしっかりとやっていかなければ、いくら法律上は犯罪でも、手続きのやっこしさのために処罰されないということが出てきてしましますので、そこをきちんと執行ができるような形にする、それが重要になります。

それから四点目、ECPATもしばしば強調していて、私たちも法律を作るときに考えたことですが、法律の文言をどう変えるということだけが重要なのではありません。文言は具体的に実行されなければ意味がありません。ですから法律を見直すときにも、どこの文言をどういじるかだけでなく、今ある文言をどう執行して行けるか、法律を見直したときにその執行をどうやって確保できるか、それをきっちりと担保する、法律の文言を変えるということをやると同時に具体的に取り組みの方法も合わせて議論していかなければ具体的な成果には繋がりません。その点も十分配慮する必要があります。

最後に見直しにおいて考えなければならない項目を挙げておきたいと思います。一つ目には先ほど処罰規定の中で申し上げましたが「子ども買春・子どもポルノ」というものがこの法律の中で規定され定義されてい

ますが、その定義や処罰規定を見直していくこと、例えば子ども買春の中でも処罰規定が甘すぎるという声もありますし、ポルノの業者にとっては罰金では軽すぎるという議論もあります。また定められた刑罰の重さの関係で執行猶予がつきやすいというご指摘もあります。それを踏まえて執行者が処罰をするためにどういう定義が必要か、どういう処罰規定が必要かということを見直す必要があります。また、具体的に子どもポルノの場合でも、漫画のような形で実在しないことも描いた子どもポルノというものをどうしていくか、単純所持は今回この法律では処罰対象になってしまふのでこれをどうするかという問題、また、インターネットが子どもポルノの媒体として急速に拡大していて世界的な問題になっていますが、この法律は残念ながら従来の法律を踏まえた書き方になっていますのでインターネットに対応した形の処罰規定の書き方というのも是非検討していかなければいけないと思います。

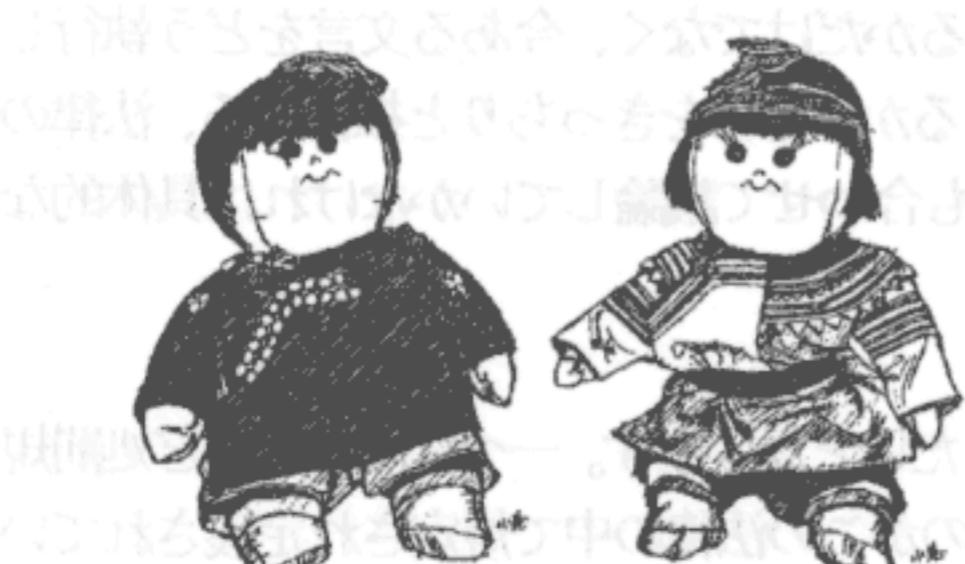
二つ目に先程坪井さんもおっしゃられた刑事手続きにおける子どもの保護の問題、法律上しっかりとしていくという面と、それを担う警察官・検察官・裁判官、すべての関係者に周知徹底させる教育・訓練のあり方、またそのためのスタッフやその配置が重要になってきます。

三つ目にこれもご指摘あったところですが、被害者がちゃんと回復して立ち直るための施設、プログラム、スタッフ。今、児童虐待の問題で児童相談所もアップアップになっているといわれていますし、子ども買春・子どもポルノの被害者の回復のためのプログラムの研究はまだまだありません。それからNGOでもいろいろやってますので連携して基盤を拡充していくということが必要になってきます。

四つ目に意識の問題がかなり大きいです。性差別、性の商品化を認めてしまう、「援助交際」という言葉がまかり通ってしまう日本社会の背景、子どもに対する差別、大人と子どもの上下関係の問題、アジアの人達に対する差別意識、それらを変えていかなければならない、そのために法律はどうできるか、具体的な取り組みはどうできるかということがあります。先程お話がありました国際協力、アジアにおける二国間または多国間の捜査共助協定とか犯罪人引渡し協定のようなものがぜひ必要だと思いますのでそれを締結すること。それから具体的な手続きをしっかりと定めてそれに応じた人材をきちんと確保していくことも必要ですし、また、協力は国際協力だけでなく、企業との協力、例えばインターネットではプロバイダーの責任は大きいです。NGOと協力し、NGOがきちんと活動できるための支援策も考えなければいけませんし、メディアの在り方も重要です。それらを法律的側面、非法律的側面その両面でしっかりとしていくなければいけない。

それから最後にこの法律の見直しに当たっても子どもたちがこの問題に対して意見をいっていい、大人が指示をしてやるのではなく子どもたちと大人がパートナーシップを結んで、当事者である子どもたちの利益、また子どもたちが代表する形できちんと取り組めるようにする、法律の見直しも当然そうしなければいけないですし、その後の取り組みでも子どもたちがそのように活動できる、意見を表明できる仕組みを作っていくなければいけないと思います。駆け足になりましたが、この後の議論が深められればいいと思っておりますので最初のプレゼンテーションはここまでとさせていただきます。(拍手)

マリ：有難うございました。坪井さんのお話、宇佐美さんのお話を聞いて、大変分かりやすく教えていただけたのではないかと思います。お話を聞きながらいろいろ質問も浮かんできましたが、ここで5分間休憩をさせていただいて、5分後に皆でディスカッションしていきたいと思います。ありがとうございました。



マリ：ではパネルディスカッションを始めさせていただきます。今回のシンポジウムを聞きに大阪から奥村さんという方が来られています。坪井先生からも先程少しご紹介がありましたが、坪井先生も懇意にしていらっしゃる方です。法律が出来てからそれを活用したという先生ですので、大変おこがましいのですが、急遽パネリストのお一人として前にお座りいただけますようにお願いしました。ここは坪井先生に紹介していただければと思います。よろしくお願ひします。

坪井：非常にユニークな先生で、私たちの日弁連や弁護団にローンと大阪弁護士会からアクセスしていらっしゃった

のですね。そもそも子どもポルノ罪は一体誰を守る法律なのですかと。それは子どもたちを守る法律ではないか。それだとしたら子どもが一人被害者になつたらそれは一罪であるはずだ。二人が被害者ならば二罪なはずだ。こども買春罪なら確かにそうなる。子どもポルノ罪でたくさんの子どもが一冊の本の中に写っていたらそれは何罪になるのでしょうか。私たちは法律家としてそこまで頭に詰めていなかつたのです。先生は子ども買春・子どもポルノ事件の弁護に当たって、ある一冊の本に何人の子どもがいる、数えてこれが一罪だというのはなぜだ、一人一人の子どもの人権を守るのだったらその解釈はおかしいのではないかというような問題提起をされてきたのですね。他にもいろいろ私たちが今まで考えもしなかつた「そうだな」というようなたくさん問題提起をしてくださっています。私のメールにも「今日は行きますから」と入っていて、これは怖いなと。(笑い)先に発言してもらったほうがいいなと思ってお願いをした訳です。どうぞよろしくお願ひします。

マリ：よろしくお願ひします。今パネルディスカッションタイムですので長い時間は作ることができず恐縮なのですが、今までやってこられた事と、法改正の中でもっとこのように考えていった方がいいのではないかを提起していただきたいと思います。

奥村：大阪弁護士会の奥村です。今日は午前中別のNGOで講演の打ち合わせをしていまして、その足で横浜へ寄りました。今まで件数でいいますと児童ポルノ、買春関係で6件の弁護人をやりました。今関係していますのはカンボジアで児童ポルノを撮影して製造したのを1件と、カンボジアで児童買春をやつたという事件が継続中です。国外犯は今まで3件しか立件されていませんが、私が2件やっています。まず先程から国際間協力という話が出ていますので、言うは易しいのだけれどやるのは大変だという話を最初にしておきたいと思います。私がやっている事件はいずれもカンボジア警察の調書が日本の裁判の端緒になっているという事件のですが、日本の警察がその書類の送付を受けても、カンボジア国内で捜査を行うことはできません。大阪府警のおまわりさんはカンボジアへ行くのですが、カンボジア警察のとなりで写真を撮ったり、被害児童の取り調べを傍で見ているそれだけです。せっかく行ったんだから「ちょっとここも聞いてくれよ」と注文をつけたらどうなのだということを、法廷でおまわりさんに聞いたのだけれども主権侵害になるからできないのだ、そういう状況なのですね。それでカンボジア警察がしっかりしてくれたらいいのですが、必ずしもそうではなくて、今いいました買春事件の方なのですが、被害者が2人いますがあまりにもひどい調書なので弁護人は全部不同意にしました。不同意というのは裁判に使うなということなのですが、「使うのだったらもともと供述した人を呼んで来て、カンボジアからでもどこでも呼んで来て下さいよ」ということをいいますと、検察官はそれは今更出来ないんだ、カンボジアに捜査協力を求めるることはできないということで、被害者2名うちの1名の立証は放棄しました。これは無罪を意味します。もう1人の方も今何とか証拠がないのかということで探しているようなのですが、ちょっと難しいという状況です。これは被告人は認めているんですよ。やりましたと認めているんですが、買春宿の周旋者の名前が分からなかつたので例えばいくらで買ったのかとか、周旋者に金を払つたから児童とみだらなことができたのかと、そういう関係が全然分からぬということになってなかなか有罪の認定が難しいという訳です。

これはカンボジア警察の捜査能力の問題と、被害者はそういうことで生計を立てている訳だから、斡旋者をかばうような供述しかしないということで立証の壁があるということですね。ですから国外犯規定を作ったのはいいけれども実効性を持たせようと思うと、外国警察の捜査能力を日本の裁判に合わせるようにしないとダメだということがいえると思います。同じくカンボジアの買春の件ですが、カンボジアではこういう事をすると10年から20年の刑になるのでそうですが、彼は大学院を出ていましてその辺のことには詳しいのです。

日本は3年だ、これはなんとしてでも帰国しなければだめだということで賄賂として10万ドルを積んだそうですよ。その結果帰国できて、めでたく日本で裁判を受けている、しかもその裁判はカンボジア警察の能力不足でかなり無罪の可能性が高いということなんですね。これはどういうことなのかと。日本は国外犯規定は作ったのはいいけれどわざわざ向こうで処罰すればいいものをこっちで、帰国させて軽く処罰する、しかも裁判は難航するということですね。何でこんなことをしているのかと僕は思いますけれどね。カンボジアで20年刑務所に入れればいい訳ですよ。国外犯規定を作るのはいいけれど彼をどこで処罰すればいいのかということもよく考えていただきたい。郷に入れば郷に従うというのも一つの選択肢ではないかなと思います。

買春ばかりの話になるとバランスが欠けますが、児童ポルノの方ですが、先ほど坪井先生から罪数の話がありましたけれど、来週京都地裁で判決が出ますが、児童ポルノの著名な写真集4冊を販売したというので、写っている人は私が数えて252人いました。「1から252まで番号をふりましょう」という提案をしたのですが、結局聞き入れられず、裁判官には「被害者はいないのだからいいじゃないですか」と説得されました。「被害者はいるのかないのかについてはちゃんと判断してくださいよ」ということで、それは判断するという約束になつて、多分被害者はいないという判断になると思いますが、同じような裁判は大阪でも鳥取でもやつたことがあります、いずれも被害者はいないという結論になりました。

どうして「被害者はいない」ということになるかというと、これは児童ポルノ販売頒布陳列という言葉、これは刑法175条の猥褻図画とかの文言をそのまま借りてきたのですが、これは被害者がいない犯罪の典型なのですよ。この言葉を見ただけでこれは被害者がいない犯罪だという印象を与えてしまいます。裁判官だけでなく、私が聞いた大阪大学の刑法の先生も名古屋大学の刑法の先生も「これは被害者はいませんよ」被害者があるというのは奥村弁護士独自の見解、異論だといわれる訳です。法律をつくっても現場の司法関係者にいくのは条文だけで、「そこに被害者がいますよ」とちゃんと書いてくれないと犯罪として扱われないということなのです。この経過を見ますと議員立法で全然現場の声が生かされていないということで、果たして見直しだけで、被害者がいる犯罪だというふうに運用を変えられるかというと僕はかなり困難だと思います。

そういう話ではなくて最初からやり直す必要もあるのではないかと考えています。宇佐美さんとか立法に関与した人もおられるのでいっておきたいのですが、3年ごとに見直す、そういうのは法律としてものすごくみっともない話、立法というのは立法院の作品なのですから、いったん世に出しておいて、美術館にかかる絵に、また筆を入れに行くというのに等しい行為だと思います。法律はいったん世に出すと解釈は裁判所に権限があるわけですから常に批判にさらされている訳ですよね。極端な話は違憲だ、無効だという結論になるかもしれないし、立法者が予期していたのとは違う解釈になっていく可能性も充分あるということなので今年が見直しの年だ、さあ見直そう、そんなことをいわれると困る。毎日裁判、司法の場で批判にさらされていて、日々見直さなければならぬのだという意気込みで、ここにお集まりの皆さんもこの法律がどういうふうに運用されているのか、実際立法されたときに予想していた通りに運用されているのかということをじっくり監視していただきたいと思います。

マリ：ありがとうございます。今いわれたことが感じられるのは、よく新聞で子どもポルノとか子ども買春など子どもが巻き込まれている事件で判決が出てくると、どうして子どもに対することがこんなに軽くすまされてしまうのか、重くしてくれなければ、また罰金をもっと高くしてくれなければいけないのにと思うのですが、パネルディスカッションでも皆さん率直な意見もおっしゃっていたみたいで、また、聞いていただきたいと思います。最初に私の方から聞かせていただきたいのですが、坪井先生、この法律の見直しの中で、一般市民、また、NGOからの問い合わせで変えて行ける可能性はあるのでしょうか。

坪井：これと同時期に「子ども虐待防止法」の見直しが始まっているのです。「子ども虐待防止法」の方が来年なのです。この「子ども虐待防止法」の見直しに関してのNGOの取り組みというのは、禁止法の比ではないのです。全国の広範な範囲で子ども虐待に関わっている人たちが見直しのためにネットワークを作り、シンポジウムや研究会を続けています。国会議員とのコンタクトもとり、見直し規定をどうするかということを自分達の中でも討議することをしています。それからしますとこちらの方のNGOの取り組みはすごく遅

れていると思います。自民党の勉強会の方が先に行ってしまうくらい、NGO間でどうしようという提案が出てこないですよね。そういう意味においては、子ども虐待防止法の見直しがNGO主導で行われている現実を見ればNGOはやればできるはずですね。その意味では遅れをとっていると思います。

私がNGOが動かないと怖いと思っているのは自民党の勉強会であげられているのは単純所持を処罰するかどうか、ポルノコミックを規制するかどうか、もう一つはインターネットの問題、今そこで議論しようとしているのは処罰を拡大することだけです。さきほど宇佐美さんが羅列してくださったもっと重要な問題についてはそういうところでは議論されそうもない訳です。このまま処罰だけが厳しくなってその範囲が広がって、私はいろいろなところに権力が処罰を拡大することが必ずしも好ましいと思っていないので、怖いことが起きるという事に対する反論がないまま、処罰だけが広がっていく怖さを感じているのです。こうしたものを阻止できるのもNGOの方達がどんどん意見を出さないと怖い方向へだけ行ってしまうという気がしています。そういう意味では、いくらでもあるし、やらなければいけないということだと思います。

マリ： 子ども虐待が日々私達の周りにも存在していることもありますね。私もたまにファミリーレストランで食事をしていて、このお父さんは怖い人ではないかなと思われる風景を見ることがあるのですね。どんな時かというと、お父さんがちょっと手を動かしたり物をとろうとした時、子どもがギュッと引く姿を見て、このお父さんきっと手をあげる癖のある人ではないかなということが見える訳です。だからといってそのお父さんがいつも虐待しているということではないと思うのですが、私達が日々わからない所にそういうことが起きている、見えていない所だけれど、身近な所にあるのではないかと思います。そういう状況になるということは、広い意味での教育が重要な役割を果たしているのではないかと思います。先程いわれたインターネットとかポルノコミックを見ることがある意味では教育の場でもあるのですね。そういうものを見てものを受けとめ、考え方方が育っていきます。私たちが普段生活している中で様々な情報がたくさん入ってきます。その情報が、学校で教育されているのと同じように私たちに身に付き、価値観が出来上がります。ですから今回の見直しの中でもっと厳しくしていただかなければならぬ所もあるでしょうし、細分化していくなければならない所もあるのではないかと思うのですが、今日いらっしゃっている方々の中には、今までお話をうかがって感想など、お聞きになりたいことがありますからここでお願いしたいと思います。

質問者1：AWCの集まりには2回目なのですが、今、法を中心にお話があったのですが、資料に書いてある表、ネパールで何万人、ベトナムで何万人が被害にあっているという状況を実際どのように調べているのか、また、被害者の声をどう集めているのかということ。加害者にどう口を割らせているのかが気になります。また、児童買春や虐待が起こるのはそれなりの背景、貧困とか心理的なストレス等からこういうことになっていく。実際買春してしまう方も病んでいるといいますか、心理的に問題がある、その因果関係をどうつかんでいくのかということが必要なのではないかということを感想として感じました。

マリ： 最初の質問は私の方からいわせていただきますが、これは国際ECPATからいただいた資料ですので、ちらへ聞いてみないと分からぬのですが、いつもECPATから色々な情報、資料を頂いていますので、そこからお互い使わせていただいたりすることがあってこれを出させていただきました。ECPATに聞いてからということで、宇佐美さんにお答えいただきたいと思います。

宇佐美： 統計とか被害実態とかよく問題になります。NGOが調べた統計であったり、ユニセフ、ILOなど国連機関の統計であったり、大体推計ですよね。現地調査、例えば買売春産業があるところを調査したりとか、犯罪統計を基に推論したりとか。ひとつ念頭に置いていただきたいのはこの問題は非合法の性質をもっているもので正確な数字を掴むというのはまず不可能で、世界の被害者も100万人といわれたり、200万人といわれたり、タイ一国でも被害者は20万人位といわれたり、数万人といわれたりするということで、なかなか正確な数字としてつかむということは難しいことですし、その数字を評価する時に気を付けなければいけないということがあると思います。ただ、横浜会議では状況証拠的な、現場の方の感覚からということも多分にあると思うのですが、ストックホルム会議以降被害にあっている子どもたちは減るどころか増えているのではないかということがいわれていました。実際に増えているのか、問題の認識が高まったので数として認知されるの

が増えてきたのか、両方の問題はあると思うのですが、紛争がこれだけ南の地域で悪化していたり、貧困状況が続いたり、このような状況を見るとあながち増えているという推定は否定できないのではないかと思います。

今ご説明あったように、商業的性的搾取というのはあくまでも結果なのですよね。その背景には貧困があつたり、坪井さんがおっしゃいましたが家庭でも虐待があつたり、子どもたちの居場所がないということがあつたり、表面的にはお金を目的でやっているように見えるけれど、心の中には寂しさを抱えていたりという、いろいろな問題の結果が加害者にも被害者にも現れている。そのところにアプローチしていかないといけないとそういうことはご指摘の通りかと思います。

マリ： 坪井さんもう一つの質問にも答えていただければと思いますが。

坪井： 子どもポルノの場合は、摘発をされて、それを誰が製造したかという所で捜査をしていくということになりますが、子ども買春の場合はタイやフィリピンの事件がどうして発覚したかというと、現地警察は狙っているのですね。その日本人はいつもそこへ行っていて子どもを買っているのです。現地では有名人です。それがずっと野放しになっていたのですよね。たまたま現地警察がこれは挙げようと、どういう理由で挙げようと思ったかはいろいろで、新法ができたから挙げようという場合もあったし、タイの場合は日本人だからお金を持っている、賄賂を取って国外に逃がそうということもあったらしいのです。どうやって逮捕したかはそれぞれ現地警察の思惑が違うのですが、狙っています。日本人が来た、見張っていて、子どもを買ってもう行為が終わったという所に警察が踏み込んでいる、そのようなことでやってきたということが実際問題としてはありますね。現実問題としてはほんとに摘発は難しいことで、処罰だけが広がることの恐ろしさというのはいくら処罰法ができても18歳未満の子どもたちがアジアで、日本人男性に被害を受けているのが処罰できるのはほんとに1件、2件ですよ。そういう意味でいくら処罰を拡げても網の目から落ちることを考えたら、処罰を拡げるよりも、今ある法律をいかにきちんと執行するかを考えないと、処罰適応を拡げてもしょうがないなという実態もその辺りから来るということかと思います。

マリ： ありがとうございます。先程配させていただいた資料の41ページに法律が載っていますので、それをご覧になりながらお話を聞いていただければと思うのですが。先程坪井さんの話の中で子どものケアということが挙げられましたが、必ずしも子ども買春・子どもポルノ法というだけではなく、普段の取り調べの中でも、子どもたちのケアが重要だと思うのです。例えば、学校のなかでも、悪いことをしたとき、暴力などのいじめにあったときなどに子どもたちから聴取するときに、してきた側、された側もどういうふうに取り調べられるかということにも問題点があると思うのですが、これについては？

坪井： 私は加害者側・被害者側、両方の代理人になりますが、いずれも感じることは、子どもが本当のことをいうのはどんなときかということがあります。追求的な質問をする人を前にしてパッと心を閉じてしまう。自分の身を守るためどうしたらいいか、ときには嘘をいわなければいけないことがある、というような形になっていくということをすごく感じます。心を開くのはどういうときかというと、相手の大人が、「これは大丈夫だ」、「この人は助けてくれる」、「信頼して大丈夫だ」という信頼感がないと話はしないのです。昨日もある養護施設の子どもたちと話をしたのですが、1年ぐらい通い続けていて、今まで顔だけを見て遊んでいただけの子どもたちがやっと話しをします、5年生の女の子2人に「私たち大人が信じられるかどうかは、2-3日暮らせば分かるんだよね」といわれて、「こういうときはどうなの？」と一般論から始まっていって。その子が実は自分たちはいじめられているという話をしだして、「ここでは話せないんだけど」といって呼んでくれたんですね。子どもが私に訴えていいかということを1年間見続けてきて、これなら大丈夫だ、この人は口を割らないと納得して初めて話をしてくれる。そういう子どもたちが本当のことを話せる雰囲気を持つ場所だけではなく、インタビュアーの資質も問われているなということを感じているのです。

もうひとつは被害者となった子ども達の代理人として検察官に出向いたときに、ある性虐待の事件だったのですが、検事さんは「僕は君の味方なんだよ。君が傷付けられたことが分かるから、被告と被疑者を何とか処罰をしたいんだよ。だから僕の質問にきちんと答えるんだよ」といいます。そして、私に同席してほしいと彼

女はいっているのですが、検事は同席しないで何としてもここで一人で頑張れという訳です。彼女は検事さんは味方には見えないという訳です。検事という人は味方という気持ちはあるのだろうけれど、この子が法廷に立って反対尋問をされたとしても耐えられるかを見なければいけないということで、ものすごい意地悪な質問をいっぱいする。その質問を全部聞いている彼女にしてみれば、この人が味方だとはとても思えない。とてもじゃないけど検事さんの尋間に一人では耐えられないというので私は検事と交渉して「とにかく付き添わせて下さい。尋問の間、供述調書をとる間私は何もいません」と。それでも検事はすごく嫌がったですね。弁護士、被害者の代理人がそばにいることを嫌がったのですね。もし、私が被告人の弁護人になったとしたら「被害者調書を取るときに被害者のそばに代理人がいたということで、被害者は本当のことをいわなかつた」、あるいは「大人の差し金で被告人に不利なことをいった」というふうにいいたらどうしますか、というようなことを一生懸命いっているのです。子どもが本当のことをいうためには安心した環境が必要なんだという概念がないからでしょうね。私はそれを説得して、「一言も口をききませんので、2m離れた所で黙ってますから」といつて最終的にはそこに居たのですね。彼女がそうしない限りしゃべらないといったので検事も折れたのです。毎回そうやっていくうちに検事さんが私に「先生今のいい?」と聞き出すのですね。(笑い)「違うのですよ。彼女はこういいたいのですよ。」という感じになっていっちゃうのですが、関係性ができれば、決して私が被害者に何か入れ知恵をして、後で弾劾されるような調書作りをさせようと思っているのではないんだけれど、これが分かってもらえた。それはやはり被害者の側に子どもが味方だと信頼できる誰かが常に付き添う。これなんかもすごく大事だと思います。インタビュアーの資質の問題と被害者の側に味方になる人がいてあげなければいけない。日本の捜査の現場は本人以外はまず入れないですからね。「外で待ってて下さい、廊下で待ってて下さい」となりなので、それでは子どもたちは本当に安心できないということを分かってほしい。その辺りかなと思っています。

マリ： 奥村さんにお聞きしたいのですが、外国から被害者の方が来て、言葉のギャップ、文化のギャップがありますね。フィリピンとかラテン系の国で自分より目上の人目の目を見ることは失礼だ、という文化もある訳ですね。だけど私達は人の目を見ないで話すとその人を信頼できないという気持ちがありますので、私の目を見ないからこの人嘘をついてるねと思う側、これは偉い人だから目を見てはいけないと思って背げてしまう側。カルチャーギャップの中での信頼関係というのがあると思うのですが、カンボジアの方とどうやってそういう関係を持たれているのですか？

奥村： 私はカンボジアへ行ったことはありません。カンボジアの事件を2経験している中で日本での児童買春事件と同じようにやっていっては駄目だなと思ったショッキングな事件があったのですが、先程紹介した写真を撮影した方の事件ですが、一通りの捜査をカンボジア警察が終えましてICPOを通じて資料を送ってきた訳です。そして大阪府警が補充捜査を行のですが、大阪府警から(カンボジアへ)3人行つたのです。その事件は被害者は名前も住所も分かっていました。大阪府警とカンボジア警察が調整して、大阪府警が来る時に被害者の取り調べを行いますからということで大阪府警は被害者の調書に立ち会つたのですが、その被害者は上半身裸で來たのです。6歳です。その取り調べ状況の写真を大阪府警が写真に撮つたのです。だから見方によつては大阪府警が児童ポルノを製造したのではないかということ、(笑)まあそれは置いといて、たまたま写真を撮つたおまわりさんに法廷に来ていただくことができたので、「あなたは(彼女が)裸で來たからびっくりしたでしょう」「びっくりしました」「服を着せるようにいわなかつたのですか」「でもそれは主権の侵害になるからいえなかつたのだ」「カンボジアの町の中ではどうなのですか」ということを聞いたら結構裸で歩いている女の子がいるのだという話を聞きまして、ちょっとそれはびっくりしましたね。すると、もともと裸なのだから被告人が脱がしたというところが出てこないのですね。まあ、製造は製造なのですが、ちょっと判決を待つて、そこはどう評価されるか分かりませんけれど。そういうギャップもありましたね。

買春事件のほうでは、まだ継続中ですが、僕はあまりこういうことは良く知らなかつたのですが、ストリートチルドレンが被害者2人のうち1人含まれていたので、最初は犯人が撮つた写真をもとにして児童と特定したのですが、その両親は分かつて両親の調書は取れたけれど、家を飛び出しているので、被害者自身の調書はないというような状況で裁判になつてゐるのですが、被害者がある事件の場合、被害の程度がどの程度かというのが重要な関心なのですが、何が被害でどの程度の被害だというのが出ていないというのも経験して、質問

の趣旨と違うかもしれません、その国その国のやり方があるのだなあということを聞きました。

もうひとつカンボジアについて、カンボジア警察の悪口をいわせていただきますと、売春街があつて結構摘発しているのだけれど、現場で罰金を徴収する、5万とか10万とか現場の警察官が罰金を決めて徴収する、それを払えば無罪放免ということになっている訳ですよね。摘発は結構あるのですが、実際裁判になる犯人は少ないので、裁判になったとしても警察の段階、検察庁の段階、裁判の段階で賄賂が有効だということですね。10年か20年の罪になるという刑罰はあるのだけれど実際そうなっている人はいないということなので、いろいろな国があるんだなあという感想を持っています。

マリ：ありがとうございます。国は文化の違いということもあります、ある意味では性の文化があると思うのですね。こういう法律を作っていく時に、その国が持つ独特の、自分達の性というものは何なんだというものをどうやって組み込んでいくのかなと思うことがあるのですが、宇佐美さんそういう研究をされてきて、今回の法律の中でどのように考えて行けばいいのかというのを少しお話いただければと思いますが。

宇佐美：最初の方で奥村さんがいわれたことと関連するのですが、どうしてこの法律がこんな文言になっているかとご不満のところもあると思うのですが、国会で議員立法を作る時、法制局という所で作業をしなければいけないのですが、感覚がないのですね。今までの日本の法律の中で、買春という言葉はありませんでした。猥褻はあってもポルノという言葉はありませんでした。使える法律はあっても子どもの虐待という概念はありませんでした。勿論これだけ情報社会だといわれているのにインターネットという概念もありません。そういう中でどうやって法律を組み立てていくか、私たちが海外でのいろいろな法律の文言とか条約の文言とか背景なり思想を基に、こういった文言でポルノをこういうように規定しましよう、買春はこういうように規定しましよう、インターネットの問題も、今までのような紙媒体をベースにした書き方ではなくて、インターネットのとらえ方での書き方をしましようといつても、それらが今までの法律にはない、判例でも使われていない、それでまずぶつかるんですね。これは子どもの権利を目的とするのだ、ポルノなど性差別が含まれているから問題にするのだといつても、そういう法律の文言、これまでの猥褻の裁判とか、そういう判例、法解釈に基づく議論が必ず出て来る、さんざん事務方のレベルで法制局とも喧嘩しました。その状況の中でこの法律ができていったということ、参議院では法案は11人議員がいれれば出せますが、通すためには他の党の議員も含めてやっていかなければいけません。男性議員が圧倒的な状況の中で、それを通していくことがまず非常に難しかったということ、その結果としてこういった文言になってしまって、私も非常に不満であるということを申し上げておきたいです。

3年後の見直しということが不格好だと先程お話されたのですが、逆にそういうものを入れておかなければ、永田町の論理の中であれが完成形としてまかり通ってしまう、そこは何としても止めて置きたかった。実際他の法律でも3年後の見直し規定とか、国会の審議の中で3年後5年後に見直しますといつても反故にされている見直しはたくさんあるんですね。そんな中で3年後の見直しを入れて、実際今動きを行って作り始めている、不格好ではあるけれど見直し規定があるお陰で何とか踏み止まれているという、そういう部分もあるということをまず申し上げておきたいのです。

先程のお話に戻りますが、少なくとも売買春、性の商品化という問題の中で買う側を問題にすることができる、ポルノの問題は、猥褻ではなくて写された人の権利・差別の問題としてとりあげることができたというのは大きな意義があると私は思っています。ただそれをこの後の問題、例えば性的虐待を含めた子どもの虐待一般の問題にどう繋げていけるか、大人の女性を含めた暴力の問題にどうやって拡げていけるかというのはまさにこれからにかかります。

日本はまさにポルノ社会です。性の商品化許容社会です。この法律をきっかけにしてそれをどうやって変えていけるか。「援助交際」だといいくるめてしまう、性の自己決定だといいくるめてしまう、その背後に何があるかといえば、そういうくくるめることで買う自分に責任がないと思ってしまっている買う男たちの存在、利益を得るテレクラ、インターネットの出会い系サイトの業者、また、「援助交際」についてものを

書いて売っている評論家たちとか、それの人たちの利益が背後にある訳ですし、その中で買う男がどんどん作られていき子どもたちが被害にあってくる、その状況でこの法律をきっかけとしてその在り方を見直していく、その作業が必要になっていくと思いますし、「男だから買うのはしょうがないじゃん」という意識をこの問題の議論をきっかけにして変えていかなければいけないと思います。

マリ：会場からまた質問をお願いしたいのですが・・・

参加者2：私はまだ勉強を始めたばかりで知識はないのですが、気になったことがあります。私は子どもポルノ・買春を男の側から考えていたのですが、貧困という問題が特にアジアに多くて、犯罪者を裁くということが本質的な解決にならないということに気づきまして、どのようにしたらこの問題の本質的な解決ができるのかその辺りを教えていただきたいのですが。

マリ：ありがとうございます。どなたか・・・

坪井：背景に貧困があるというのは確かなのです。ECPAT活動がなぜ始まったかといいますと貧困をエクスキューズにしてはならないというのが出発点だったのです。それまで子ども買春がなぜ問題にならなかつたのか、ある逮捕された日本人男性の言葉ですが、「自分達は子どものセックスが欲しかった。彼らはお金が欲しかった。何が悪いのだ。」これだったのですよ。要するに貧困を救っているんだ、観光産業で外貨を落として貧しい子どもたちを救っているのにどうして犯罪になるんだ、このことを誰も意識をしなかつた訳です。

ECPATはこれはそうじゃないんだ。貧困問題ではないのだ、人権侵害問題なんだということで子どもの商業的性的搾取の根絶という子どもの人権の視点から立ち上げた活動なんですね。背景に貧困もあります。それだけではない日本の子ども買春では扶養も虐待もあるのです。いろいろな理由はあります。しかし、いつも問題にされてきたのが被害者側だったということ。価値、発想を転換させよう、問題は買う側の男性の問題なのだ、こちら側に焦点を当てない限り問題は解決しないというのがECPAT活動の出発点でした。勿論貧困問題は解消しなければいけない。児童買春の問題だけじゃない、児童労働の問題もある、グローバル経済といわれているけれど、どうしてこんなに南と北が差があいてしまうのか、どうして北は南を搾取して自分たちだけが発展する経済構造を作りあげているのかというところから議論すべきところだけれど、この子ども買春について、貧困を解決するまでは子ども買春の問題は解決できないんだという問題意識だけは持たないでいただきたい。貧困があろうが買わなければいいのだというところからいかなければいけないと、まず考えていただきたいのです。貧困問題が解決するまで買春問題が解決できないと思ったら大間違いというのがこの運動の原点なのでそれだけはいっておきたいと思います。

宇佐美：今のご意見と重なるのですが、ストックホルム会議でも問題とされ、横浜会議でも問題とされたのが「需要」の問題です。性的搾取は、直接買う人間、介在する業者、いろいろな人間が需要の側、搾取する側にまわっています。外務省のホームページに日本語でもサマリーが載っているのですが、加害者はさまざま形で合理化正当化すると。まさに坪井さんがおっしゃったように、助けてやっているとか、俺が買ったところで今更傷つかないんだとか、ああいう連中にはこういうことをしても別に構わないんだとか、そのような形で正当化する訳ですよね。その正当化する部分を問題にしていかなければいけないし、この問題を解決していくときにそのことをターゲットにした教育、意識改革をしていかなければいけないと思います。

もう一つ、貧困を問題としたときによくいわれますが、「東南アジアへの買春ツアーは貧困を背景としている問題だからああいう所で買うやつはけしからん。でも、日本国内の援助交際はそれとは別問題です。」といってしまう人がたくさんいるのです。でも構造は一緒なのですね。東南アジアで買っている人たちはその貧困につけ込んでいる。日本でも子どもたちが置かれている状況に、援助交際する男たちがつけ込んでいる、搾取している、そういう意味では一緒なのですね。片や貧困が背景にあるからその買春はだめで、片や日本はリッチな国だから問題はないというのではなく見当はずれの議論なのですが、貧困の問題は非常に重要で子どもたちがいかにそのような誘いに乗らないですか、「No」といえるか、別の生計手段を獲得できるか同時に

考えなければいけないですし、いったん売買春から助け出した子どもたちが往々にして戻ってきててしまう場合が多いですよね。処罰の問題でも、捕まえたのはいいが、被害者の子どもは行方知れずです、というのが他の国のケースではたくさんあるんですね。処罰をするときも被害者の子どもがその後どうなっていくか、しっかりとと考えて対策をとっていかなければならないと思います。

マリ： ありがとうございました。次の方の質問をお受けします。

参加者3：児童ポルノの被害はどこであったと判断しているのかと、先程お話がでましたが、また統計の話が出て、正確な情報が得にくいということも分かりました。日本で80%製造されているというのは確か外国からの情報だったと思いますが、先程もカルチャー・ギャップの話が出ましたが、日本では児童ポルノと考えないものも外国から見ればそう見えるものもあるということですが、そのようなものを日本の中で調査しているところはあるのかということ、もしあつたらどのような形でなされているのかとその結果を教えてください。

奥村： 製造罪は被害者がいることになっているのですよ。撮影されたとか編集して新しい児童ポルノができたというときには被害者はいます。販売・頒布・陳列されたときは統計上日本の法律では被害者はいませんから被害はありません。横浜会議の警察庁のワークショップでは、インターネット上で陳列されている児童ポルノについては被害者だと考え出したようで、それはこれから頑張って数えるということでした。大変な仕事なのですが、諸外国はやっているのですが。例えば、自動的に児童ポルノかどうか判別するソフトが何かを働かせて数える、そして被害児童ごとにデータベースを作つて被害者を特定する作業をやっていく、それで虐待の現場をできれば国際協力で突きとめて摘発していく、そこまでやるんだと少年課長はいっていましたので、そういう過程でその製造だけではなく陳列や販売の被害者の統計も出てくると思います。

私の主張は販売罪にも被害者はいるという主張なのですが、警察庁に問い合わせたら児童ポルノ、児童買春の被害者合わせた統計はあるが、ポルノだけの統計はないという回答でした。また、ある時点で日本発が80%だったということはまことしやかに伝えられていて、横浜会議での警察庁の発表でもその話題がありましたが、最近はかなり減っているということを、この法律の成果として発表していましたので、それについては警察庁に問い合わせれば情報公開のキャンペーンの一環なので教えてくれると思います。

マリ： 少し加えさせていただきたいのですが、AWCがなぜ外国人コミュニティーと署名運動を始めたかといいますと、ストリートチルドレンを支援している教会がありまして、その教会に通うアメリカ人の子どもがモデルとしてアルバイトしていました。その子どもたちの顔が児童ポルノに取り替えられ、インターネットに出てしまい、他の外国人がそれを見てあそこの親は子どもを虐待している、ポルノモデルをさせているという問題がおきました。身に覚えのない親をはじめとする外国人コミュニティーが怒り、動き出した活動でもあったのです。

宇佐美： 80%はインター・ポールの推計だったと思います。インター・ポールが定義を作つて特別な作業グループで検討を進め、各国に勧告したりしていますが、インター・ポールの基準に照らしてポルノと見なされるのが、日本発が80%だったということだと思います。これは法律ができる前の話ですから、日本にいくらいつても日本の方では対処できないということになってしまっていたのですが、そういう形での推計だと思います。もう一つイギリスのNGOがインターネットのサイトをチェックしたときに彼らの基準から児童ポルノにあたるもののが70数%だった。そこに注目として99年に日本で新しい法律が出来て急速に日本の割合は減っていると。現状ではアメリカがもしかしたらトップになっているかもしれないという感じがあります。

被害に関してはポルノを作る、そこで虐待が行われている、身体的な傷が加えられる場合もある、ポルノを撮られたという体験が精神的な傷として残る場合がある、「これを撮られたくなかったら黙ってろ」とポルノを撮ったということを脅迫に使います。また、これから虐待しようとする子どもに見せて「この通りにしろ、みんなもやってるぞ」とそのような形で子どもポルノが使われているという知見があります。参考にしていただければと思います。

参加者4： 現在国会で個人情報法案など人権三法案があり時期的に悪いのですが、それもあって単純所持の問題とか写真以外の映像に対して罰則を拡げることに対して恐ろしいものを感じるとおっしゃっているのでしょうか。私は単純所持、マンガなども将来的には処罰の対象とされたほうがいいのではないかと思うのですが。坪井さん自身は将来的にはそれも対象にしたほうがいいとお考えなのかお聞きします。またこの問題に関しては日本でもNGOどうしの意見がバラバラです。子どもの虐待法案の方は1年半前からかなりの熱意を持ってやってる、そういうパワーでこっちのほうもやっていかなければいけないのですが、問題自体が難しいことも含まれているので、どうやってうまくやっていけばいいのかということで。

また、国外の犯罪は大きく取り上げられがちですが、豊かであるはずの日本の子どもたちがお金をもらっている形になっているけれど、性被害の被害者が帰る場所もないということで、子どもを対象とした駆け込み寺、そういうものも必要になっていくのではないかでしょうか

坪井：単純所持とコミック規制については、今の時勢、三法があるからではなくて、日本の刑事司法の権力と市民との力関係の中ではまだ危険だと思っているということなのです。やはり日本の市民の人権感覚は成熟しつつあると思います。しかしスウェーデンは憲法を改正してまで単純所持を処罰するに至った。人権感覚がどれほど進んでいるかということ聞くと20年位日本は遅れている訳です。スウェーデンでは社会科の教科書一つとっても、子どもたちを人権感覚を持った市民に育てるにはどういう社会科教育が必要かと考えます。そうした中で単純所持の処罰ということが浮かび上がって来ていく国と、まだまだ人権後進国で国家権力が市民生活に入り易い、ともすると盗聴法など含めて細かいところまで入ってくるかもしれない情勢の中での単純所持という日本の状況があります。先程の子どもコミックの使い方という意味で人権侵害は起きていくかもしれません。

しかし、政治処罰でいうと構成用件といいますが、ボヤーとしたものがここに入って来る、そしてそこには表現の自由と非常に密接な関係が絡む問題が出てくる、それを簡単にここで子どもコミック規制というようなことで盛り込むことの危険さを考えます。ポルノを所持するのは止めてくれとそれは法律でいい、単純所持は禁止することはいいです。でも「処罰する」を付けるのが怖いのです。子どもコミックはおかしいじゃないかという風潮を流すということは世論でいくらでもやりたい、だけどそれを国家権力をもって処罰する、規制するといったときに私たちの予期しない自分たちの首の締め方がこの日本で起きるだろう。その怖さなのです。将来的には、という意味では人権感覚がもっとも素晴らしくなって一人一人が守られるようになったら大丈夫かもしれません。

それからNGOの問題、この問題に取り組みが少ないし、その中でも意見が違うという状況の中でどうやって全国展開するかと私自身が見えているわけではないです。例えば私自身はどうするか、日弁連だってひとつのNGOです。今、私たちは去年のワークショップに出てきたテーマを踏まえて今年の11月までに何とか日弁連としての意見を出そうと、やっとチームを編成してこの夏まで議論をし尽くして、やれるだけのことは出そうというふうに動き始めました。それぞれのNGOの方の中で何も総括的に網羅的に全部やらなくっていいと思うのです。私たちのNGOはここが得意、ここだけでも国会に届けよう、そのためにやれるだけの資料をつけて意見をまとめてということを皆さんおやりいただく、自分の場で自分のNGOがやれることは何か、それでおやりいただくことが今必要とされていると思います。それが横のつながりになっていけば好ましいことだけれども、なかなかそこまで行かないからといってやらないってほうはないと思います。

それから国内の子どもの問題なのですが、まさに駆け込み寺、買春問題だけではないのですが、親とうまくいかないで飛び出てしまった子どもたちが子どもの人権110番に電話かけて、今日泊まる所がないといつてくる訳ですよ。あるいは少年法で保護された子どもなのですが、家に帰ったら親との関係が悪くてまたその子は飛び出すと分かってる、だけれど少年院に入れるような犯罪を犯した訳じゃない、その子たちの居場所を探してもないのでよ。どこかで誰かが預かってくれないかといつても、私たちが預かれないじゃないですか。そんなにたくさんの子どもを預かることはできない、でも今日日本の施設にないんですよ。養護施設は措置とい

う形で行われなければ行けない。児童自立支援施設や少年院は犯罪を犯した子どもたちが行くことになっていて、本当に被害者の子どもが居場所がないのです。

これは私の個人の夢でもあります、子どもたちがとにかく自分が駆け込んでそこで保護してもらえるシェルターがあつて、そしてそこに医療的な支援ができる人、心理学的な臨床心理師のような支援ができる人、それからケースワーク的な福祉機能ができる人、それから私たちのような法的な支援ができる人、そういう人が集まるるそんな場所があり、子どもたちがそこへ駆け込んできた場合、この子どもたちと親との調整を図つたり、あるいはこの子たちが一人立ちできるまでの財政的な支援ができたりという、福祉も、法律も、医療も、場所も含めたものを立ち上げたいといおうと私自身は思っているのです。それを国家がやってくれるのを待つているとできない。DVの女性達のシェルターはNGOが作っているのですよ。それがだんだん、行政を動かし、国を動かしてきています。私自身一人ではとてもできない、どこかで本当に「子どものシェルターを作ってください」と思っていますので、同じ思いの方にぜひ活動していただきたいと思います。

マリ：ありがとうございます。前の席の方お願ひします。

参加者5：どうやって子どもを犯罪から守るかと考えていくと、大きな部門で教育というのがあると思います。理想であればこのようなシンポジウムに教育機関の人がいて、「いろいろ原因があつてこういう人間が増えて、こういう犯罪が増えています。うちの学校ではそれを問題にして、こういう教育をしています。」というならば教育と法律家との間の連携になってくると思いますが。こういう犯罪が増えているので、教育の内容といふのも人間が暮らしていくのに大切なものは何かということを教えることが必要になると思います。このようにことに関しての連携とか働きかけというのはどうなつてているのか、またはこれから可能なのかというところをお聞きしたいと思います。

マリ：宇佐美さんお願ひします。

宇佐美：今ご指摘いただいたことはまさにその通りで性教育とか、総合学習の時間を使ってやり始めている先生方がいらっしゃって、その中で「援助交際」の問題を取り上げ、買春罪の問題をとりあげる先生方が徐々に増えています。ただ少数の熱心な方々の頑張りいかんというようなところがありますので、そうした先生方と連携していくことは勿論ですし、先生方の認識の中にこういった問題を入れていかなければなりません。人数について正確な統計はないのですが、法律適用第1号で捕まったのは先生です。先生が捕まったというニュースもよく出ています。先生方に対するアプローチも非常に重要なと思っています。

具体例ですが、今日チラシの中にお配りしたのですが、もともとECPATが作って「ストップ子ども買春の会」として私が翻訳したもので、「インターネット上の子どもの安全ガイド」というものを最近作りました。インターネットのいろはから具体的に犯罪者はどう使っているか、対策はどうするかということが書いてあり、子どもたち向けにも使え、親や教師・子どもに関わる立場にある人たちに特に読んでいただき具体的な実践をしていただきたいというガイドです。教育委員会、PTA、教職員組合などにお配りしていますが、その中で兵庫県の県立教育研修所という所が先生向けの研修でこれを使いたいということをお申し出いただきまして、年間1,700人の先生方がこれを教材として研修されるだろうということですね。これからますますインターネットが学校に接続してきますので、先生方に意識を持っていただきたいです。また、これでできたつながりを基に次の展開をしていくのを模索をしているところです。ぜひここにいらっしゃる皆さんも地元の学校とか知り合いの先生、お子さんの学校やPTAがあればこういった問題を提起していただきたいし、私たちもまたやって行きたいと思っています。

マリ：ありがとうございます。先ほど大阪府警の話も出たのですが、神奈川県警の方も1人いらっしゃいます。子ども買春の取り締まりもやっていらっしゃると思いますが、今日お話が出た今回の法律も含め警察が動きやすい状況を作るためにも、法改正について何か提案がありましたら。また、今までお仕事されている中で困難なこともあると思いますがお話を頂ければ…

参加者5：実際に児童買春の国外犯の捜査を自分がして、何人も捕まえて、それが大きく報道されることが抑止力になるのではないかと考えています。これは個人的な意見でこれを強調しておきたいのです。東南アジアに行って、日本人が子どもたちを金に物をいわせて食い物にしている、虐待をしているという事案をもしやりたいと思っていても、実際のところ情報が取れないんですね。情報がまずなければいかに法を整備したって捕まえることはできません。情報をとるにはどうしたらいいか。そういう法改正が絶対必要で、情報さえあれば私たちができます。情報がなかなか取れないのです。

マリ：ありがとうございます。ということでお三方お願ひしてよろしいですか？ 坪井さん

坪井：私の所に来た事件の端緒は全部NGOだったのです。現地で常にモニタリングをしているNGOの人たちがいます。日本人が逮捕されたという情報をこちらのNGOを通して私たちに伝えてくれて告訴に至ったのです。警察-警察という情報網も勿論必要なのでしょうか、この問題に関してはNGOと現地警察とが協力して、そこで警察-警察があつて、日本の警察とNGOちゃんと協力していくという関係がないと情報は入ってこないだらうなと思います。警察の人たちよりもこの問題をやっているECPAT、またNGOの人たちの情報量はすごいです。例えばタイのこの事件を持ってきてくれた人は世界会議に来ていた人でご存知の方もいるかもしれません。シダラットさんという女性なのですが、彼女は60件くらいの国外犯処罰を挙げていて、そのモニタリングの力というのはすごいです。彼女は現地内の警察やいろいろな人たちと知り合い、そこから情報をどんどん取って流してくれているのですね。そういう捜査共助協定を作つて、それが出来た上で子ども買春問題に関して情報交換をするためにどうしたらいいかと、それぞれの国のシステムは違うでしょけれども、2国間できちんと作つて、タイならばこういう形の情報がここに入つて来るんだというような具体的な共助協定にしてほしいと思います。それは一つ一つの具体的な積み重ねでしかできないので法文があったからっていう問題じゃないと思っています。法律改正をどうこういうよりはひとつの相手の国とどう協力するか、そこのNGOがどれだけ成長しているか、こちらはどうかというところでやってほしい。日本は官民で別々ではないですか。警察とNGOが協力するなんてとんでもないというような意識があるのだけれども、タイではシダラットさんがやっているFACEというNGOの議長という方は最高検の検察官なのですよ。日本ではそういう発想って考えられないのですよね。日本では絶対出来ないと思っているけれど私たちの意識がそうなつているだけの話で、本当はできるのじやないかなと思いますよ。警察官だって個人として活動していいはずなのに縛りがなぜプライベートなところまでかかってしまうのだろうか。そうだと思っているけれど本当は出来るのじやないかという話がいろいろあるので。官民協力というところを超えると情報が入らないのではないかと思うのです。

マリ：ありがとうございました。宇佐美さんお願ひします。

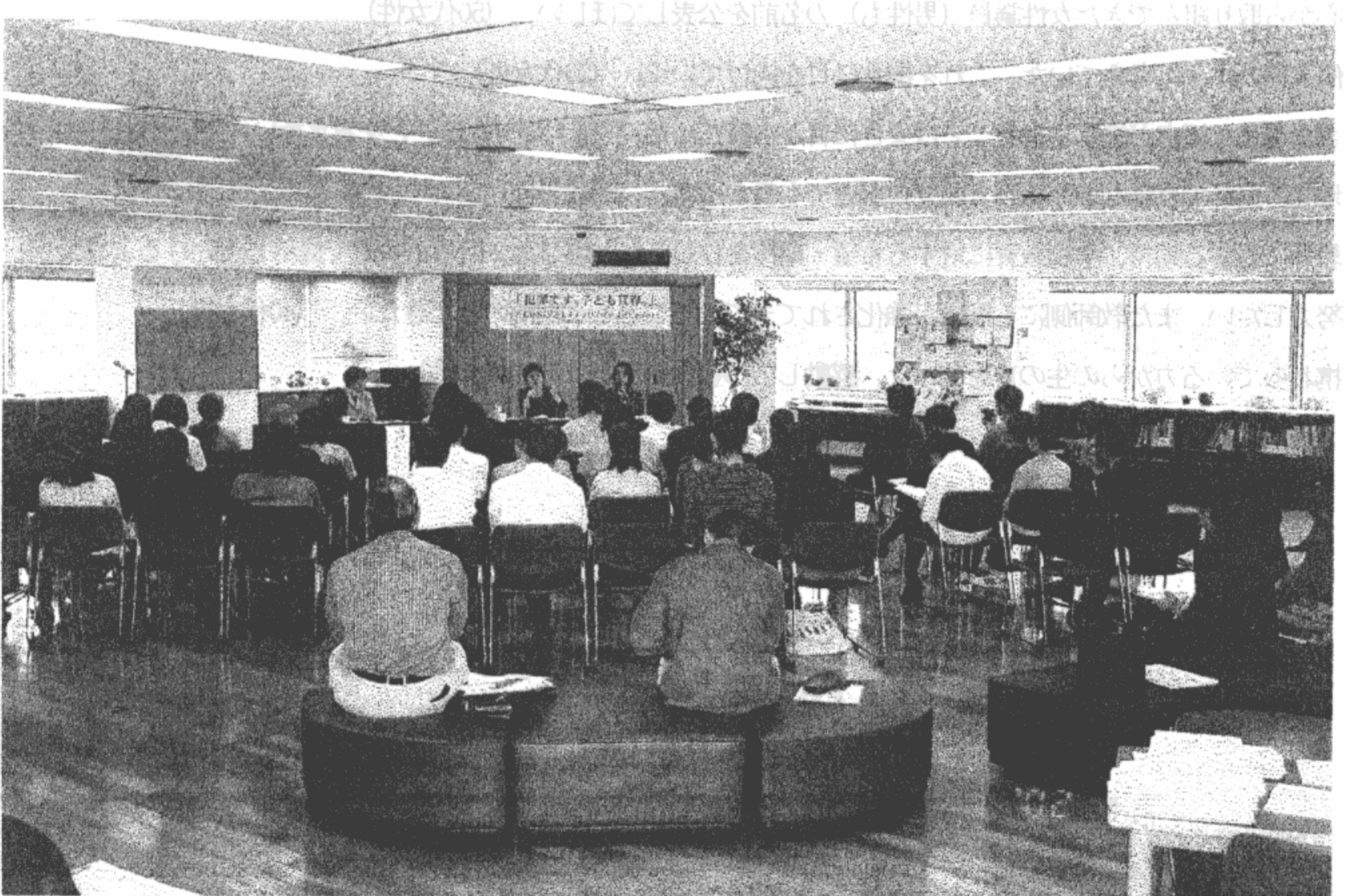
宇佐美：まさに今のお話の通りなのですが、例えばオーストラリア、スウェーデンの警察はタイのバンコクなどに連絡調整担当官（リエゾン・オフィサー）という形で警察官を常駐させています。彼らがタイの警察の人と一緒に行動して情報を集めたり捜査関係に当たつたりということで、私はタイへ行った時何か特別な協定でもあるんですかと聞いたんですが、オーストラリアの場合は特別なくて警察間の話でそうしているということでした。勿論、それぞれの国の法律の状況、警察の仕組みなどによってさまざま違うと思いますし、例えば大使館に派遣されている警察の方がなりが、今おっしゃったNGOとコンタクトを開いておくとか、そういう形で出来ることがもっとあるでしょう。また、やっぱり法律が必要だということであれば、こういうところで担保するという形でいろいろなやり方があると思います。こちらのやる気さえあればコミュニケーション回路が開けます。先ほど坪井さんがおっしゃったタイの検察官の方と会議でどういう協力ができるかと話したとき「我々はいろいろ準備ができている。やる気があるのだったらいくらでも協力しますよ」と。逆に「やる気がないのだったらタイはタイでやるから日本の方はあてにしないよ」と言う意味です。我々に対して頑張ってくれというメッセージでもあったのですが。NGOや検察等の中の人がいろいろと協力する用意があると思いますので、出来る範囲でやることを法律的に整備してやつたらいいと思いますし、坪井さんがおっしゃったように協定などを作るとか、奥村さんおっしゃった日本人を先方の国に引き渡す協定を作るとか、いろいろな形で現地の国との

協力関係を組み立てていく必要があると思います。

マリ： 奥村さんちょっとだけ。

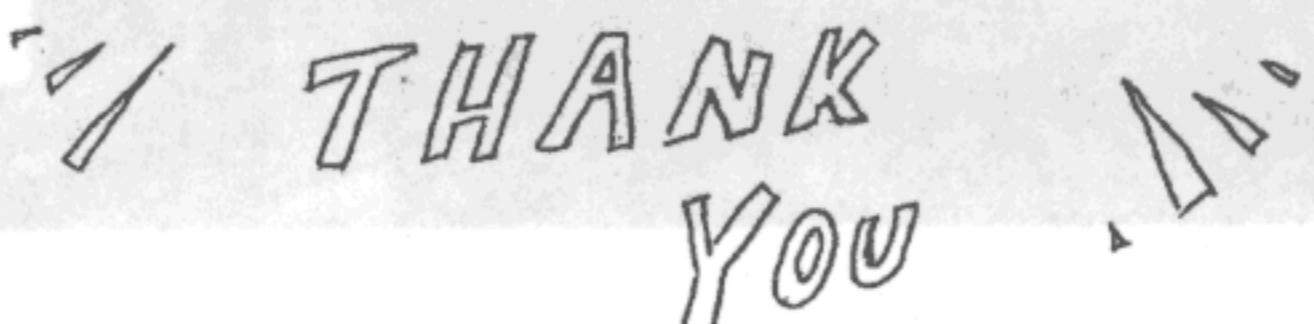
奥村： カンボジアの買春事件については被害者はベトナム人なのですよ。カンボジアの政府は自国民ではないのでちょっと処分したくないということでたらいまわしにして、たまたま日本で横浜会議があるというのでタイミングを合わせて大阪府警でやりましょう、とタイミング的なことだったと聞いています。証拠書類にもそういうのが出てきました。最後なので改正動向、単純所持などについて私の意見をいっておきたいのですが、現行法は児童ポルノについては販売とか所持、不特定または多数の人に譲り渡すことが処罰されますが特定少數に対してコソコソやるのは現在は処罰されていません。条文の言葉を借りてきたのでそういう結果になりました。経済産業省のサイバー刑事法研究会の提言では、個別にメールで送るのも罪にしようとか、そういう動きもあるそうですよ。そこで単純所持、持っているだけの人を処罰するというのは、コソコソと売つてもいいのに、持っていたらだめ、どちらかはぐな感じがするので、もし、児童ポルノの流通を強力に鎮圧したいのだったら、麻薬とか拳銃とかの立法例を参考にもうちょっと条文をつめたほうがいいのじゃないかと思っています。それから児童買春については従来は、児童福祉法の淫行させる罪で懲役10年だった、10年の罪として処罰されていた行為が、今は買春罪として3年として処罰されているという現状があって、刑罰が軽くなって検挙数は増えて、広く浅くなったというような感じを現場では持っています。それでいいのかどうかというのもこの機会に考えてほしいです。

マリ： 今日お話を伺って国際化が進む中で諸外国との協定の在り方も重要なことですし、子どもの権利、女性としての権利、個人の権利ということを私達が普段どのように意識していくかも問われます。アメリカでこの法律ができた時にまずいわれたのは表現の自由でした。しかし、それ以前に子どもを守ることが重要であると法律の中に書いてあります非常に感激しました。表現の自由は闘って得た権利ですが、弱者をどう守るかということを最重要の課題としています。社会を良く変えていくのは皆の力を合わせることだと思います。今日は勉強させていただいて感謝しております。子どもたちが安心して暮らせる良い社会にするよう力を合わせていきたいと思います。ありがとうございました。



参加者の声

- ・明治の両親に育ち、今の女性たちの素晴らしい頭には頭が下がる。勉強しなければと思う。（60代女性）
- ・法成立の過程、使われ方などかなり具体的に聞けて、子ども買春を基礎から学べた。（女性）
- ・子ども買春の法律のことが今まで内容が判らなかつたが、良く理解できた。法律の欠点の改正ぜひ必要と思う。問題は現地の貧困ではないか。日本も昔身売りがあった。現地での援助が必要だ。（60代男性）
- ・99年の法律がどのような意味を持っているか、理想的な姿はどうあるべきか、専門家の方からの話が聞けてよかったです。（40代女性）
- ・高校生の参加もありこれを機に問題意識が高まり、多くの人に広がっていけばいい。買春しているという日本人の意識が低いので、成人男性にそれを高めていくのに個人のレベルで出来ることは何かを考えていきたい。（20代女性）
- ・子どもを搾取しない子どもの権利を守る社会をいかにつくっていくか、その意識を広めていくことが重要だ。（20代女性）
- ・タイ政府がビザを義務づけ、申請時に「買春しません」に署名させ、違反した者に上陸拒否期間を設ければいい。（20代女性）
- ・心から取り組んできた女性議員（男性も）の名前を公表してほしい。（50代女性）
- ・他人事のように考えていた。これを機会に目を向けていく。（20代女性）
- ・さまざまな視点が提示されたことはまさに目から鱗だった。私個人のできることを考えたい。（50代男性）
- ・地味、素朴で真摯な取り組みと語り口がとても良かった。（50代男性）
- ・教師に対する期待、学校教育に対する希望・期待をひしひしと感じた。何らかの形で提示していくよう努力したい。また教師側にも制限が強化されてきていることもご理解いただきたい。（40代女性）
- ・携わっている方からの生の声を聞けた。感動し、つい涙が出た。（50代女性）



THANK
You

参考資料

ストックホルム宣言（2）

子ども買春・子どもポルノ禁止法（3）

横浜グローバルコミットメント2001（3）

子どもと若者の最終アピール（2）

子ども権利条約の選択議定書（6）

メディアで読む（4）

ストックホルム宣言

1996年8月・第一回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（ストックホルム会議）

宣言

1. 我々、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議のためにストックホルムに集まる、122か国の政府ならびに非政府組織、アジア観光における子ども買春をなくす国際キャンペーン（ECPAT）、UNICEF および国際連合機構のその他の機関、ならびに世界各地のその他の関連団体と個人を代表するものたちは、子どもの商業的性的搾取に反対して地球規模で協力することを表明する。
2. 毎日世界各地において性的搾取と性的虐待の対象となる子どもの数が増え続けている。この現象を根絶するためには、地方、国、地域および国際的レベルでの協調行動が必要である。
3. すべての子どもは、あらゆる形の性的搾取と性的虐待から完全に保護される権利を有する。このことは、普遍的意義を持つ国際法律文書である子どもの権利条約によって再認識されている。国家には、子どもを性的搾取と性的虐待から守り、犠牲者である子どもの身体的、心理的回復と社会復帰を促進する義務がある。
4. 子どもの権利条約によれば、子どもにとっての最善の利益が子どもに関するすべての行動においてもっとも配慮されるべきであり、子どもの権利は平等に享受されなければならない。子どもに影響を及ぼすすべての事柄に関して、子どもの意見は、その子どもの年齢と成熟度に従い、しかるべき尊重されなければならない。
5. 子どもの商業的性的搾取は、子どもの権利の基本的侵害である。これは成人による性的虐待と子どもまたは第三者への金品での報酬からなるものである。子どもは性的対象として、また商業的対象として扱われている。子どもの商業的性的搾取は子どもに対する強制と暴力の一形態であり、つまるところ強制労働の現代的形態をとった奴隸制度である。

6. たとえ貧困がこのような搾取につながりうる環境の一因であろうとも、貧困を子どもの商業的性的搾取の正当化事由として利用してはならない。搾取を引き起こすその他の一連の複雑な要因には、経済格差、不公平な社会経済構造、正常に機能していない家庭・家族、教育の不足、消費主義の拡大、都市・農村間の移住、性差別、無責任な男性の性的行動、有害な伝統的慣習、武力紛争、子どもの人身売買などがある。これらの要因のすべてによって少年少女は、商業的性的搾取を周旋しようとする者たちに対してますます弱い立場におかれてしまうのである。
7. 犯罪者と犯罪ネットワークは、弱者である子どもを商業的性的搾取に周旋、仲介し、このような搾取を永続化させている。これらの犯罪分子は子どもとの不法な性的満足を求める顧客、主に男性、によって創出される性市場における需要に便宜を図っている。腐敗と共に法律の欠如および／または不備な法律、手緩い法の執行、および子どもへの有害な影響に対する法執行者の無理解—これら全てが、直接または間接に、子どもの商業的性的搾取につながる更なる要因である。これは一個人の行為が関わる場合や、小規模（例：家族や知人）または大規模（例：犯罪ネットワーク）に組織されている場合がある。
8. 社会のあらゆるレベルの様々な個人と集団が搾取活動に組みしている。これには仲介者、家族の構成員、ビジネス部門、サービス提供者、顧客、地域社会の指導者、官吏などが含まれ、これらの者全員が、無関心、最終的には子どもを苦しめることになる危害についての無知、または子どもを経済的商品みなす態度と価値観を抱き続けることにより、搾取の一因となっている可能性がある。
9. 子どもの商業的性的搾取は、子どもの身体的、心理的、精神的、道徳的、社会的発達に、深刻で生涯にわたり、かつ生命を脅かす可能性のある結果につながりかねない。これには若年妊娠、妊産婦死亡、傷害、発達遅滞、身体的傷害HIV/AIDS を含む性行為感染症が含まれる。子ど

も時代を楽しみ、生産的で満足感があり、品位ある生活を営む権利が著しく傷つけられてい
る。（聯合国ハンドブック）

10. 子どもの商業的性的搾取を阻止するための法律、政策およびプログラムは存在しているものの、これらの法律、政策およびプログラムの精神と文言を実行に移すには、より大きな政治思想、より効果的な実施措置、そして人材・資源（リソース）の適切な配分が必要とされる。

11. 子どもの商業的性的搾取と戦うという重要な任務は、国家と家族に存する。市民団体にも、商業的性的搾取を阻止し、子どもをこのような搾取から守る上で演じるべき基本的役割がある。このような搾取を阻止するためには、政府、国際組織と社会の全ての部門との間に強い協力関係を築くことが、絶対に必要である。

公約（コミットメント）

12. 世界会議は、子どもの権利条約に留意しつつ子どもの権利に対する責務を有することを繰り返し表明し、また全ての国家が国内的、国際的団体や市民団体と協力して以下のことを行いうよう求める。

一子どもの商業的性的搾取に反する行動に高い優先順位を与え、この目的のために十分なリソースを配分すること

一子どもが性的職業に就くのを防ぎ、商業的性的搾取から子どもを守る上での家族・家庭の役割を強化するために、国家と社会の全ての部門との間により強力な協力関係を助長すること

一子どもの商業的性的搾取ならびにその他の形での子どもの性的搾取を犯罪とし、自国民であれ外国人であれ、これに関与する犯罪者全員を糾弾し、処罰する一方で、この行為・慣習（practice）の犠牲者である子どもが処罰されないことを確実にすること

一法律、政策、プログラムおよび慣習を適宜検討、改定し、子どもの商業的性的搾取をなくすこと

一法律、政策、およびプログラムを執行して、子どもを商業的性的搾取から守り、法執行当局間での意思疎通と協力を強化すること

一子どもの商業的性的搾取を阻止すべく、関連する地域、国および地方の機構によって支持されている法律、政策およびプログラムの採択、実施および普及を促進すること

一総合的な性差に配慮した（gender-sensitive）計画およびプログラムを策定、実施して、子どもの商業的性的搾取を防止し、犠牲者である子どもを保護、支援し、彼らの回復と社会復帰を促進すること

一教育、社会的な動員体制および開発活動を通じて世論を創り、親その他の子どもに対する法的責任者が彼等の権利、義務および責任を果たし、子どもを商業的性的搾取から確実に守ることができるようにすること

一政府間組織と非政府組織を含む、政治上のパートナーやその他の活動をともにする人たちならびに国内的、国際的なコミュニティーを動員して、子どもの商業的性的搾取の根絶について各国を支援すること。

一子どもの商業的性的搾取の防止と排除に際しては、子どもを含む一般の人々の参加の役割を拡充すること。

13. 世界会議は本宣言と行動計画を採択し、子どもの権利と保護、とりわけ子どもの権利条約その他の関連文書の実施を支援し、世界各地における子どもの商業的性的搾取の根絶を図ること。
(行動計画、略)

(国土社編集部・仮訳。政府訳の会議名は「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」)

落合恵子・国土社編集部

『小さな手、折れた翼 子どもの性的搾取・虐待をなくすために』2000年 国土社

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び保護等に関する法律

1999年5月成立

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)。又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するも

のを視覚により認識することができる方法により描写したもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするよう勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ頒布等)

第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出する者も、同項と同様とする。

第十一章 児童買春等の禁止

出した日本国民も、同項と同様とする。

よう努めるものとする。

(児童買春等目的人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条敬一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法、(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、児童・の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉、及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行う

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、こ

これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二章に規定する罪」の下に「、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する罪」を加える。

第三十条第一項、第三十一条の五及び第三十二条の六第二項第二号中「若しくは売春防止法第二章に規定する罪」を「、売春防

止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪」に改める。

第三十五条中「又は第百七十五条の罪」を「若しくは第百七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条の罪」に改める。

旅館業法の一部改正
第四条 旅館業法(昭和二十二年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「基く」を「基づく」に、「第三

八条第一項」を「同条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第号)に規定する一定する罪

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する罪

(検討)

第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るために制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、

児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由 児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童貞春、児童ポルノに係る行為等

を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定める必要がある。これ立派なが、この法律案を提出する理由である。

「児童買春マ規程」(1998年)の関連条項に留意する。

- ・国際労働機関(ILO)の「最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約(ILO第182号)」(ILO第190号勧告により補完)が2000年11月19日に発効し、また、「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」が2002年1月18日に発効すること。

- ・来たる国連子ども特別総会(その成果文書を含む)の準備過程において進展がみられたこと。

- ・地方及び中央政府、政府間機関、非政府組織、地域／小地域機関及び国際機関、地域社会並びにその他の主要な主体の間で幅広い協力が行われるようになり、また、国連とその他の監視機構、特に児童の権利委員会及び国連人権委員会の児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者との間でこの問題について緊密な連携が行われるようになっていること。

3.我々は、タイのバンコク、モロッコのラバト、バングラデシュのダッカ、ウルグアイのモンテビデオ、ハンガリーのブダペスト、並びに米国のフィラデルフィアで開催された地域準備会合(別添参照)、横浜会議に向けた様々な国内セミナー、若者が参加したものを受けた関連行事及び我々のフォローアップ行動の内容をより充実したものにするこれらの会合、セミナー及び行事での結論及び勧告を歓迎しつつ考慮する。また、我々は、これらの会合、セミナー及び行事に参加した各国政府が非政府組織、政府間機関及び若者等のすべての利害関係者と連携して、これらの結論や勧告を効果的に実施していくことを奨励する。

4.我々は、地球規模で児童を保護するためにさらに多くのことがなされる必要があることを認識し、世界の様々な地域で必要な措置を探ることが遅れていることに懸念を表明する。

II. グローバル・コミットメント

5.我々は、以下のとおり合意した。

・児童の権利条約とその関連文書は重要であり、締約国による一層効果的な実施が必要であることを繰り返し訴える。また、児童は児童買春、児童ポルノ、性的目的のための児童のトラフィッキング(密輸)という形態の商業的性的搾取から保護される権利を有しているという我々の信念を強調する。

・関連する国際文書、特に最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約(ILO第182号)及び児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)の早期批准を奨励する。

・非差別の原則に基づいて全ての人を尊重する文化を構築し、特に第一回世界会議以降に学んだ教訓を共有し、この点における協力を改善することにより児童の商業的性的搾取を根絶するという我々の約束を再確認する。

・第一回世界会議の宣言及び行動のための課題(「ストックホルム宣言および行動のための課題」)の確認、特に各国の課題、戦略または行動計画の策定、国内的監視機関の指定、ジェンダーの観点から分類した包括的なデータの収集、児童の権利に基づく法と法執行を含む対策の効果的な実施を改めて約束する。

・児童、特に女児の教育を受ける機会の改善、貧困対策、社会的支援策、国民の啓発、被害児童の心身の回復と社会復帰、被害児童を犯罪者としたり処罰したりすることなく、あらゆる形態の児童の商業的性的搾取を関連国際文書に従い犯罪と規定するための行動等の包括的な措置を通じ、貧困、不平等、差別、迫害、暴力、武力紛争、HIV/AIDS、家族の機能不全、需要を生む要因、犯罪、児童の権利の侵害等の児童を搾取の危険に晒す根本的な原因に特に対処することにより、児童の商業的性的搾

取に対する我々の取り組みを強化する。」

- ・今後の課題は、国家間、地域間、地域／小地域、二国間、国家及び地方それぞれのレベルで、児童の商業的性的搾取と闘う主要な主体の間で、特に地域社会、司法、入国管理及び警察当局相互の間で、また、若者自身を結びつけるイニシアチブを通じて、密接な連携を推進することであることを強調する。
- ・児童の商業的性的搾取と対抗するため、また、児童、児童の両親、法執行当局者、サービス・プロバイダ、その他の主要な主体を対象とした、児童の権利に関する教育・訓練計画等、児童を商業的性的搾取から保護するための教育及び情報提供を促進するため、資源の適切な配分を確保する。

・地球規模の行動を持続する本質的方法は、地域/小地域および国内の監視機構を基礎に作成された地域/小地域的な、および国内的な課題、戦略ないし行動計画を通じて、また、監視機能を持つ既存の国際的メカニズムの強化と見直しを通じて、その効果や勧告のフォローアップを改善し、必

要な改革を確認することであるということを繰り返し訴える。

（6.1）開発議長報告

・児童を商業的性的搾取から保護するための新たなテクノロジーの可能性を認識する一方で、我々の間の情報の伝達や交換、ネットワーク化を通じ、新しい技術のネガティブな側面、特に、インターネット上の児童ポルノに取り組むために適切な措置をとる。

・家族の重要性を再確認し、啓発キャンペーン及び児童の商業的性的搾取に関する地域社会による調査/監視を行うことにより、児童、若者、家族の社会的保護を強化する。

・世界中で行われているあらゆる形態の児童の性的搾取および性的虐待を根絶するため、全てのレベルにおける協力を促進し、取組みを結集させることを約束する。

・児童の性的搾取が許されてはならないことを宣言し、そのために行動することを誓約する。

子どもと若者の最終アピール
第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議
横浜（日本）、2001年12月17日～20日
(子ども&若者プログラム ユース実行委員会訳)

第2回子どもの商業的性的搾取（C S E C）に反対する世界会議が終わろうとしているいま、答えなければならない巨大な問題が世界全体に突きつけられています。わたしたちは、いつになつたら手にすることができるのでしょうか？思いやりや分かちあいの気持ち、本当の愛、そして、あらゆる形態の虐待・差別・搾取からあらゆる社会と個人が守られることのうえに生活が成り立った世界を。子どもの商業的性的搾取が存在しない世界を。

子ども・若者参加の大切さは、いくら強調してもしそぎることはありません。とくに、経験者の若者が、この身近な問題に関する本当の専門家であることに注意する必要があります。ですから、今回のように子ども・若者たちが参加したことは、自分たちのほうがこの問題のことをよく知っていると思っている人たちにとって、正しい方向に向かっていくための大きな一歩です。けれども、今日会議に参加している子ども・若者たちの声、そして会議に物理的に参加できなかった子ども・若者たちの声が全面的に考慮され、すべての行動アジェンダに盛りこまれる必要が、まだまだあります。

たくさんのスピーカーのみなさんがおっしゃったように、直接・間接に影響を受けている人たちは、わたしたちが、いま座っているとでも座り心地のいい椅子を立ってどのような行動を起こそうとしているのか、耳にし、目にし、信じることを待ち望んでいます。わたしたちは、ここからどこに行こうとしているのでしょうか？　このことはもう、頭をひねって考えなければならぬ問題ではありません。わたしたちは、すべての人が、この世界をもっと住みやすいものにするために自分たちが手をたずさえて何をすればいいか、はっきりとした方向感覚を持って横浜から旅立っていくよう期待します。

会議の閉会が宣言されるとき、この部屋

を立ち去るとき、抱きあうとき、握手をかわすとき、荷物を詰めるとき、飛行機や車に乗ってそれぞれの目的地に向けて旅立つとき、到着したとき、政府やNGOやさまざまな機関に報告するとき、予算を決めるとき、活動の計画を立てるとき、その計画の実施・モニタリング・評価・改訂を行なうとき、世界の子ども・若者たちのために、どうか次のことを考えてください。

因襲の機動需用によるすまほづの果を殺

1. 男女を問わずすべての年齢層を対象とした教育、ライフケースルの発達、子どもの権利条約とC S E Cに関する意識啓発とアドボカシーが、防止のためのあらゆる努力のなかでもっとも重要な要素のひとつにされるべきです。
2. 資金集め、法改正、人的資源の開発という点で政府が子ども・若者たちの参加を支援することで、わたしたちは、いつそう効果的で、いつそう適切で、いつそう持続可能な解決策の発見に一步近づくことができます。
3. C S E Cにおけるジェンダーの問題に対応する必要があります。なぜならば、コミュニティにおける男の子と女の子の育て方が男性支配の社会を生み出し、その男性支配の社会が、女の子・男の子両方の商業的性的搾取を許すことになっているからです。ここでいう女の子・男の子には、同性愛者、トランスジェンダー、トランスセクシュアルの子どもたちも含まれます。
4. 政府とコミュニティは、汚職との真剣な闘いを始めなければなりません。汚職は、C S E Cをなくすためのわたしたちの闘いにとって障壁になっているばかりか、C S E Cが一貫して増えていくことの要因でもあるからです。

ハーフマラソンの音楽をより平和な社会を目指すために、CSECとの闘いを主導するための会議が開催されました。日付は2023年1月15日(木)午後10時から11時まで、会場はスカイホール(渋谷区渋谷)です。

5. CSECとの闘いのなかで部門を超えた協力をすることは、とても貴重です。政府機関、NGO、コミュニティ組織、子ども・若者団体が知識や資源やスキルを共有することで、わたしたちは手の届く範囲を伸ばし、力を倍増することができます。
 6. CSECの原因は複合的であり、おたがいに作用しあいながらダイナミックな関係を保っています。とくに需要側の要因(子どもたちからセックスを買う人々)に関する総合的な調査研究の努力を行なうことで、いっそう実態にあった決定や行動が可能になります。
 7. 摼取された子ども・若者たちではなく、摢取をする人々のほうが処罰されるようにするために、努力が行なわれなければなりません。
 8. 国内法がもっと国際条約に一致すること、あらゆるレベルの法執行機関が協力しあうこと、このような法律を厳しく執行・モニタリング・評価することが必要です。
 9. メディアには、CSECを撲滅するうえでとても重要な役割があります。メディアに携わる人々は、CSECや関連の問題について一般の人々を啓発するような放送時間、掲載スペース、サイバースペースを確保するために、また若者たちが効果的に参加しやすくなるために、努力するべきです。
 10. CSECとの闘いでは、前向きな文化的・伝統的・宗教的価値観が活用されるべきです。一方、有害な慣行、子どもがCSECの被害を受けやすくなるような慣行はなくさなければいけません。
 11. わたしたちの文化は、CSECと闘うための創造的アイデアや効果的手段の宝庫です。CSECと闘うことの目的としてたプログラムを作ることは、このような文化的・政治的・経済的多様性とともに、ひとりひとりの違いも考慮にいれるべきです。
 12. 商業的性的搣取を経験した人たちのために、その生活や将来に関連した、長期的に総合的な、利用しやすいサービスが必要です。このような人々は、出口と癒しを必要としています。
 13. 国連・子どもの権利条約が、CSECとの闘いに関連したすべての法律、行動計画、サービスの指針として用いられなければなりません。わたしたちは、生存・発達・保護・参加に対する子どもたちの権利がきちんと守られなければ、CSECをなくすことは絶対にできないと考えます。
- このアピールは、ここに参加することができなかった人たちも含めて、世界のすべての子ども・若者たちを代表し、世界中の政府と諸機関に対して向けられたものです。わたしたちは、政府と諸機関が、CSECと闘うという決意を実行に移すための政治的意思を發揮してくれるよう期待します。
- わたしたちは、この成果を、ここに参加していない他の国々、NGO、若者・子どもたちと共有していくという決意を表明します。
- わたしたちは、世界中の子ども・若者たちとのネットワークを築いていくとともに、CSEC関連の活動の実施を世界中で促進するための基金を設けるための努力を行うことを、約束します。
- 以上の点を認めてくれるよう最後にアピールを行なうにあたり、わたしたちは、すべての関係者に対し、その基金に資金提供を行なうこと、CSECに対する世界規模の闘いに思いをはせる日を設ける可能性について検討することを、奨励します。
- ご静聴ありがとうございました。

子どもの売買子ども売買春および子どもポルノグラフィーに関する 子どもの権利条約の選択議定書 (A/54/L. 84)

[平野裕二氏 仮訳]

* 見出しあは利用者の便宜のため訳者がつけたものです。

この議定書の締約国は、子どもの権利に関する条約の目的およびその規定、とくに第1条、第11条、第21条、第32条、第33条、第34条、第35条および第36条の実施をさらに達成するためには、子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーからの子どもの保護を保障するために締約国がとるべき措置を拡大することが適当であることを考慮し、

また、子どもの権利に関する条約が、子どもが経済的搾取、および危険があり、もしくはその教育を妨げ、またはその健康または身体的、精神的、靈的、道徳的もしくは社会的発達にとって有害となるおそれのあるいかなる労働に従事することからも保護される権利を認めていることも考慮し、

子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーを目的とした国際的な子どもの取引が相当規模で行なわれかつ増加していることを重大に懸念し、子どもがとくに被害を受けやすいセックス・ツーリズムの慣行が広範に存在しかつ継続していることを、それが子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーを直接促進するものであるゆえに深く懸念し、

女子を含む、とくに傷つきやすい立場に置かれた多くの集団は性的に搾取される危険がさらに高いこと、および性的に搾取された者のなかで女子が不相當に高い割合を占めていることを認め、

インターネットその他の発展しつつある技術によって子どもポルノグラフィーがますます入手しやすくなっていることを懸念し、かつ、インターネットにおける子どもポルノグラフィーとの闘いに関する国際会議（ウィーン、1999年）、および、とくに

同会議の結論が、子どもポルノグラフィーの製造、流通、輸出、送信、輸入、意図的な所持および広告を世界的に犯罪とするよう呼びかけ、かつ政府およびインターネット産業間の協力およびパートナーシップを強化することの重要性を強調していることを想起し、

子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーの撲滅は、低開発、貧困、経済的格差、不公正な社会経済的構造、機能不全家族、教育の欠如、都市および非都市部間の移住、ジェンダーによる差別、成人の無責任な性的行動、有害な伝統的慣行、武力紛争および子どもの取引を含む助長要因にとりくむホリスティックなアプローチをとることによって促進されるであろうことを信じ、

子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーに対する消費者の需要を減少させるためには公衆の意識を喚起する努力が必要であること、および、あらゆる主体間の地球規模のパートナーシップを強化しかつ国内レベルにおける法執行向上させることが重要であることを信じ、

国際養子縁組に関わる子どもの保護および協力に関するハーグ条約、子どもの奪取の民事面に関するハーグ条約、親の責任および子どもの保護のための措置に関わる管轄権、適用可能な法、承認、執行および協力に関するハーグ条約、および最悪の形態の児童労働の禁止および撲滅のための即時的行動に関するILO第182号条約を含む、子どもの保護に関わる国際法文書の規定に留意し、

子どもの権利に関する条約に対する圧倒的な支持が、子どもの権利の促進および保

護に関して広範な決意が存在している証であることを心強く思い、

子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーの防止のための行動計画ならびに1996年の子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルム会議の宣言および行動綱領の規定、ならびに関連する国際機関のその他の関連の決定および勧告を実施することの重要性を認め、

子どもの保護および調和のとれた発達のためには各人民の伝統的および文化的価値観が重要であることを正当に考慮し、

次のとおり協定した。

第1条（子どもの売買等の禁止）

締約国は、この議定書が規定する子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーを禁止する。

第2条（定義）

この議定書の適用上、次の用語は次のことを意味する。

子どもの売買

(a) 子どもの売買とは、子どもが、いずれかの者または集団により、報酬または他の何らかの見返りと引換えに他の者に譲渡されるあらゆる行為または取引を意味する。

子ども売買春

(b) 子ども売買春とは、報酬または他の何らかの形態の見返りと引換えに性的活動において子どもを使用することを意味する。

子どもポルノグラフィー

(c) 子どもポルノグラフィーとは、実際のまたはそのように装ったあからさまな性的活動に従事する子どもをいかなる手段によるかは問わず描いたあらゆる表現、または子どもの性的部位を描いたあらゆる表現であって、その主たる特徴が性的な目的による描写であるものを意味する。

第3条（立法上・行政上の措置）

1. 各締約国は、最低限、次の行為および活動が、このような犯罪が国内でもしくは国境を越えてまたは個人的にもしくは組織的に行なわれるかを問わず、自国の刑法において全面的に対象とされることを確保する。

(a) 第2条(a)で定義された子どもの売買との関連では、次の行為および活動。

(i) いかなる手段によるかは問わず、次の目的で子どもを提供し、引き渡しました受け取ること。

—子どもの性的搾取

—利得を目的とした子どもの臓器移植

—強制労働に子どもを従事させること

(ii) 養子縁組に関する適用可能な国際法文書に違反し、仲介者として不適切な形で子どもの養子縁組への同意を引き出すこと。

(b) 第2条(b)で定義された子ども売買春の目的で子どもを提供し、入手し、周旋または供給すること。

(c) 第2条(c)で定義された子どもポルノグラフィーを製造し、流通させ、配布し、輸入し、輸出し、提供し、販売し、または上記の目的で所持すること。

2. 国内法の規定にしたがうことを条件として、そのような行為のいずれかの未遂および共謀またはそのような行為のいずれかへの参加に対しても同様のことが適用される。

3. 各締約国は、そのような犯罪を、その深刻な性質を考慮に入れた適切な刑罰によって処罰する。

4. 国内法の規定にしたがうことを条件として、各締約国は、適切な場合には、この条の1に定められた犯罪に関して法人の責任を定めるための措置をとる。締約国の法

原則にしたがうことを条件として、このような法人の責任は刑事上、民事上または行政上のものとすることができます。

5. 締約国は、子どもの養子縁組に関与するすべての者が適用可能な国際法文書にしたがって行動することを確保するためにあらゆる適切な立法上および行政上の措置をとる。

第4条 (国内裁判権)

1. 各締約国は、第3条の1に掲げられた犯罪が自国の領域においてまたは自国に登録された船舶または航空機において行なわれた場合に当該犯罪に対する裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

2. 各締約国は、次の場合には、第3条の1に掲げられた犯罪に対する裁判権を設定するために必要な措置をとることができる。

a - 罪を犯したと申し立てられている者が自国の国民または自国の領域に常居所を有する者である場合

b - 被害者が自国の国民である場合

3. 各締約国はまた、罪を犯したと申し立てられている者が自国の領域内におり、かつ当該犯罪が自国の国民によって行なわれたという理由でその者を他の締約国に引き渡さない場合、上記の犯罪に対する裁判権を設定するために必要な措置をとる。

4. この議定書は、国内法にしたがって行使されるいかなる刑事裁判権も排除するものではない。

第5条 (犯罪人の引渡し)

1. 第3条の1に掲げられた犯罪は、締約国間の現行のいかなる犯罪人引渡し条約にも引渡し犯罪として含まれていると見なされ、かつ、今後締約国間で締結されるあらゆる犯罪人引渡し条約に、当該条約に掲げられた条件にしたがって引渡し犯罪として

含められる。

2. 条約の存在を引渡しの条件としている締約国が、引渡し条約を締結していない他の締約国から引渡しの請求を受けた場合、当該締約国はこの議定書をそのような犯罪に関わる引渡しの法的根拠と見なすことができる。引渡しは、被請求国の法律が定める条件にしたがって行なわれる。

3. 条約の存在を引渡しの条件としていない締約国は、被請求国の法律が定める条件にしたがうことを条件として、締約国間でそのような犯罪を引渡し犯罪と認める。

4. そのような犯罪は、締約国間における引渡しの実行上、その発生地のみならず、第4条にしたがって裁判権を設定することを求められている国の領域においても行なわれたものとして取り扱われる。

5. 第3条の1に掲げられた犯罪に関して引渡しの請求が行なわれ、かつ被請求国が当該犯罪者の国籍を理由として引渡しを行なわないまたは行なう意思を有しない場合、被請求国は訴追のため当該事件を自国の権限ある機関に付託するために適切な措置をとる。

第6条 (共助)

1. 締約国は、第3条の1に掲げられた犯罪に関する捜査または刑事手続もしくは引渡し手続との関連で、手続のために必要な利用可能な証拠の入手における共助を含む最大限の共助を行なう。

2. 締約国は、締約国間に存在する、司法共助に関するあらゆる条約その他の協定にしたがって前項にもとづく義務を履行する。そのような条約または協定が存在しない場合、締約国は自国の国内法にしたがって共助を行なう。

第7条（押収・没収・施設閉鎖）

- 締約国は、自国の国内法の規定にしたがうことを条件として、次のことをする。
- (a) 適切な場合には次のものの押収および没収に対応するための措置をとること。
 - (i) この議定書にもとづく犯罪を行なうためまたはその便宜をはかるために用いられる、資料、資産その他の手段のような物品
 - (ii) そのような犯罪から生じる収益
 - (b) 上記の物品または収益の押収または没収を求める他の締約国からの請求を実行すること。
 - (c) そのような犯罪を行なうために用いられる施設を一時的にまたは恒久的に閉鎖することを目的とした措置をとること。

第8条（被害を受けた子どもの保護）

1. 締約国は、この議定書にもとづき禁じられた慣行の被害を受けた子どもの権利および利益を、とくに次のことによって刑事司法手続のあらゆる段階において保護するため、適切な措置をとる。
- (a) 被害を受けた子どもがとくに傷つきやすい立場に置かれていることを認めること、および、証人としての特別なニーズを含むその特別なニーズを認めるため手続を適合させること。
 - (b) 被害を受けた子どもに対し、その権利、その役割ならびに手続の範囲、時期および進行について、およびその事件の処理について、告知すること。
 - (c) 被害を受けた子どもの個人的利益が影響を受ける場合、その意見、ニーズおよび関心が、国内法の手続規則に一致する方法で手続において提出されかつ検討されることを認めること。
 - (d) 法的手続全体を通じ、被害を受けた子

どもに適切な支援サービスを提供すること。

- (e) 被害を受けた子どものプライバシーおよびアイデンティティを適切に保護し、かつ、被害を受けた子どもの特定につながりうる情報の不適切な流布を避けるため国内法にしたがって措置をとること。
 - (f) 適切な場合には、被害を受けた子どもならびにその家族および子どもの側の証人に対し、脅迫および報復からの安全を確保すること。
 - (g) 事件の処理、および被害を受けた子どもへの賠償を認めた命令の執行において不必要的遅延を避けること。
2. 締約国は、被害者の実年齢が定かでないことにより、被害者の年齢を確定することを目的とした調査を含む刑事捜査の開始が妨げられないことを確保する。
3. 締約国は、この議定書に掲げられた犯罪の被害を受けた子どもが刑事司法制度によって取り扱われるさい、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されることを確保する。
4. 締約国は、この議定書にもとづき禁じられた犯罪の被害を受けた子どもに対応する者を対象として、とくに法律および心理学に関する適切な訓練を確保するための措置をとる。締約国は、適切な場合には、そのような犯罪の防止および（または）そのような犯罪の被害を受けた子どもの保護およびリハビリテーションに従事する者および（または）機関の安全および不可侵性を保護するための措置をとる。
5. この条のいかなる規定も、罪を問われた者が公正な裁判を受ける権利を妨げまたはその権利と一致しないものとして解釈してはならない。

第9条（その他の実施措置）

1. 締約国は、この議定書に掲げられた犯罪を防止するための法律、行政措置、社会政策および社会計画を採用したまは強化し、実施し、かつ普及する。このような慣行の被害をとくに受けやすい子どもを保護するため、特段の注意が払われる。
 2. 締約国は、この議定書で非難されている慣行の防止措置および有害な影響について、あらゆる適切な手段による情報提供、教育および訓練を通じ、子どもを含む公衆一般の意識を促進する。この条約にもとづく義務を履行するにあたり、締約国は、国際的レベルにおけるものも含めて、そのような情報提供ならびに教育計画および訓練計画への、地域共同体ならびにとくに子どもおよび被害を受けた子どもの参加を奨励する。
 3. 締約国は、そのような犯罪の被害者に対し、その全面的な社会的再統合および全面的な身体的および心理的回復を含むあらゆる適切な援助を確保することを目的として、実行可能なあらゆる措置をとる。
 4. 締約国は、この議定書に掲げられた犯罪の被害を受けたすべての子どもが、法的に責任のある者に対し、差別を受けることなく被害賠償を求める充分な手続にアクセスできることを確保する。
 5. 締約国は、この議定書に掲げられた犯罪を広告する資料の製造および配布を効果的に禁ずることを目的とした適切な措置をとる。
- 第 10 条 (国際協力)**
1. 締約国は、子どもの売買、子ども売買春、子どもポルノグラフィーおよび子どもを対象としたセックス・ツーリズムをともなう行為の防止、発見および捜査ならびにそのような行為に責任を負う者の訴追および処罰のための国際協力を、多国間、地域間および二国間協定により強化するためあらゆる必要な措置をとる。締約国はまた、自国の公的機関、国内的および国際的非政府組織および国際機関間の国際的協力および調整も促進する。
 2. 締約国は、被害を受けた子どもを、その身体的および心理的回復、社会的再統合および帰還の目的で援助するための国際協力を促進する。
 3. 締約国は、子どもが売買、売買春、ポルノグラフィーおよび子どもを対象としたセックス・ツーリズムの慣行の被害を受けやすくなることを助長する、貧困および低開発のような根本的原因によりくむための国際協力の強化を促進する。
 4. 援助を与える立場にある締約国は、既存の多国間、地域間、二国間その他の計画を通じ、財政的、技術的その他の援助を提供する。
- 第 11 条 (既存の権利の確保)**
- この議定書のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって、子どもの権利の実現にいっそう貢献する規定に影響を及ぼすものではない。
- (a) 締約国の法
 - (b) 締約国について効力を有する国際法
- 第 12 条 (締約国の報告義務)**
1. 各締約国は、当該締約国について議定書が効力を生ずるときから 2 年以内に、議定書の規定を実施するために取った措置に関する包括的な情報を提供する報告を、子どもの権利に関する委員会に提出する。
 2. 包括的な報告の提出後は、各締約国は、条約第 44 条にしたがって子どもの権利に関する委員会に提出する報告に、議定書の実施に関するすべての追加的な情報を含める。議定書の他の締約国は 5 年ごとに報告

を提出する。

3. 子どもの権利に関する委員会は、締約国に対し、この議定書の実施に関する追加的な情報を求めることができる。

第13条（署名・批准・加入）

1. この議定書は、条約の締約国または署名国であるすべての国による署名のために開放しておく。

2. この議定書は、批准されなければならず、またはすべての国による加入のために開放しておく。批准書または加入書は国際連合事務総長に寄託する。

第14条（効力発生）

1. この議定書は、10番目の批准書または加入書の寄託ののち3か月で効力を生ずる。

2. この議定書は、効力が生じたのちに批准または加入する国については、その批准書または加入書が寄託された日ののち1か月で効力を生ずる。

第15条（廃棄）

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの議定書を廃棄できるものとし、同事務総長は、その後その廃棄を条約の他の締約国およびすべての署名国に通報する。廃棄は、国際連合事務総長が通告を受領した日ののち1年で効力を生ずる。

2. そのような廃棄は、当該廃棄が効力を生ずる日の前に生じたいかなる行為についても、この議定書に基づく締約国の義務を免ずる効果を有しない。また、そのような廃棄は、当該廃棄が効力を生ずる日の前にすでに委員会の検討対象となっているあら

ゆる問題の継続的検討を、いかなる形でも害するものではない。

第16条（改正）

1. いずれの締約国も、改正を提案し、かつ改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、ただちに締約国に改正案を送付するものとし、当該提案の審議および投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。改正案の送付の日から4か月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催のもとに会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2. この条の1にしたがって採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ締約国の3分の2以上の多数が受託したときに、効力を生ずる。改正は、効力が生じたときには、改正を受託した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（受託した従前の改正を含む）により引き続き拘束される。

第17条（正文）

1. この議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。

2. 国際連合事務総長は、この議定書の原本を条約のすべての締約国および署名国に送付する。

子ども買春根絶を訴えるユニセフのポスター



子ども買春。

国際社会は、あなたの買春と子どもボルノを許さない。

二〇〇一年をめどとした法律の見直しで浮上しそうなのが、何歳までの子どもを対象と考える

書籍などの販売減少

一方で本人気づかぬ被害の危険

か」という問題。現行法は「十八歳未満」だが、十五、六歳の少女の「援助交際」も自立つ。

「貧困ゆえの売春と、同意の法導入時に議論された問題も解決されたとはい難い。

また、法施行前も含め、警察庁がこれまでに把握した事例の

中には幼い子どもを親の目の届かないところで着衣を脱がして、あるいは十七歳の少女のヌ

安藤由紀さんは、「ウチは関係ない、と油断する親や、自分の性行為する様子を、本人の知らない間に撮影して外部に流したりといったものもあったが」「被害者がそういう状況を理解していない」という指摘も。

処罰法着実に浸透 惡質業者など相次ぎ摘発

九九年の「児童買春・児童ボルノ処罰法施行後、国内では、悪質業者などの相次ぎ摘発で、具体的な「成果」を上げつつある。警察庁のまとめによると、昨年一~十月に同法違反で検挙されたのは、インターネットを利用して子どもボルノを販売などした事例八十二件を含む九百四十七件、六百三十七人。

また十一月には、タイの少女をモデルにボルノビデオや写真を撮影、販売したとして、東京の子どもボルノ製造販売会社の社長らが神奈川県警に逮捕された。日本の業者が海外の少女を性的な犯罪に利用した国外犯では初めてだった。

さて、「ストップ子ども買春の会」の調査では、法施行前に一般書店で見られた子どもボルノ掲載書籍が法施行前後には目につかなくなつた。同会では「露骨な販売は減つた」(宮本潤子代表)と一応、評価。法は着実に浸透しているようだ。

世界で百万人被害

九六年のストックホルム会議での報告では、買春による被害を受けている子どもは世界で百万人以上。また、子どもを使つて寒に浸透しているようだ。

たボルノの製造・販売の拠点として、日本も挙げられていた。しかし、日本も挙げられていた。

「既存の児童福祉法や刑法で対応できる」という当時の日本の姿勢が批判されたもので、新法はこれに対応したもの。

横浜会議に向けて

日本ユニセフ協会では3月28日午前9時半から、横浜市の神奈川大学で「ユニセフ子ども&若者セミナー」を開催する。

横浜会議に向けて、子ども自身が同世代の問題を話し合おうというものの対象は原則、中・高・大学生だが、大学院生、一般も参加可。参加費無料。申し込みは郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話（ファックス）番号、学校、学年、電子メールアドレスを記入し、「子ども&若者セミナー参加希望」と明記してはがきかファックス、電子メールで、〒163・8688東京都新宿区大京町31の10、同協会広報室（03・3355・0161、ファックス03・3355・3473）へ、電子メールseminar@unicef.or.jpへ。締め切りは3月17日。定員400人。

—来月28日 神奈川大で—

児童買春・児童ポルノ禁止法の国際比較

子ども買春	子どもポルノ				
保護年齢	罰則	定義	製造	配布	所持
18歳未満	3年以下の懲役または100万円以下の罰金	日本 子どもの性交やヌードなどを描写した写真、ビデオなど	○	○	—
18歳未満	20年以上拘禁または無期拘禁と罰金	米国 未成年者の性的行為を視覚的に描いた物	○	○	○
15歳未満	2年の拘禁と罰金	フランス ポルノの範疇である未成年者の像	○	○	—
18歳未満	15~17歳に対しての買春は1~3年の禁固と罰金	タイ 規制なし	—	—	—
16歳未満	最高10年の懲役	台湾 18歳未満の性交渉を描写するビデオなど	○	—	—

(○は処罰対象に含まれ、—は含まれない
(アジアの女性と子どもネットワークが昨年4月に作成した資料から)

日本の児童買春・児童ポルノ禁止法は来年、見直される。NGOは、この世界会議で、改正に弾みをつけようとしている。

見直しの争点の一つは、子どもポルノの「単純所持」だ。同法では、子どもの性的虐待や性交などの写真、ビデオテープの撮影、配布は禁止されている。ところが、個人が持っているだけでもポルノをインターネット

に乗せることも簡単なことだ。関係者は違法なサイバーポルノは、元をたどれば単純所持、と見ている。

欧米では、単純所持を犯罪としている国が多い。日本では、立法時、与党(自民党)案では単純所持も禁止されていてたが、削除されたいきさつがある。

改正に向けた見解は様々だ。第一回会議の日本政府代表団長で、立法の中心

「所持禁止」が争点に

もう一つの争点は、子どもポルノの定義に漫画やアニメなどの「絵」を含めるかどうか。立法時は「表現の自由に抵触する」などとして見送られたが、NGOは会議を機に「禁止」に持ち込み、もうとしている。国際子ども権利センターの甲斐田万

が、供給を絶つことになる」と、ストップ子ども買春の会の宮本潤子共同代表。

垣根一衆院議員(自民党)は「趣味で持っていることを处罚の対象にできるのか。といって、販売目的の犯人の言い逃れの道を残してはならない」と態度

智子代表は「コミックであり、被害が広がる」と話す。もうとしている。国際子ども権利センターの甲斐田万が、供給を絶つことになる」と、ストップ子ども買春の会の宮本潤子共同代表。

垣根一衆院議員(自民党)は「趣味で持っていることを处罚の対象にできるのか。といって、販売目的の犯人の言い逃れの道を残してはならない」と態度

智子代表は「コミックであり、被害が広がる」と話す。ストップ子ども買春の会の宮本潤子共同代表。

垣根一衆院議員(自民党)は「趣味で持っていることを处罚の対象にできるのか。といって、販売目的の犯人の言い逃れの道を残してはならない」と態度

四

議員は、この見解をもとに、単純所持の再検討バイナンターネット上の児童ポルノの規制・摘発の方針とこれまでの判決に基づいた量刑の再検討、国外犯処罰のための多国間の捜査協力・司法共助などとしている。日本連も「見直し検討チーム」をつくりついてる。座長の坪井節子弁護士は漫画などの規制には慎重な立場だ。単純所持物である児童ポルノの規制には賛成だ。だが罰則規定を設けると警察のプライバシーに入根拠を与えることになり、人权侵害を防ぐといふ。

今年5月、ニューヨークで開かれた国連子ども特別総会で、「子どもの権利を守れ」と訴えて行進する子どもたち＝A.H.

**AMERICA'S
LARGEST
HOME
IMPROVEMENT
SHOW**

BOOTH #1000

日本は「処罰法」はCGやアニメーション、漫画などは規制対象にしていない。法律が保護していられるのは被害者としての児童で、実在の子どもには直性的虐待を加えるのではあることを禁じ、「未成年者を表現する写実的画像も「児童ポルノ」にあたるとしている。

■米最高裁判決 米国は児童ポルノ防止法⑨6年で、あからさまな性的な画像も取り締まり対象にしたが、連邦最高裁は今年4月、「実在の児童の権利は侵じておらず、過度に広範な規制にあたることにして違憲とした。

「兒童ポルノ如罰法」11月に是直し

対象は各國で様々

児童を性的虐待から守ることをめざす国連の「子どもの売買・買春・ボルノに関する子どもの権利条約の選択議定書」に5月、日本政府が署名した。99年に施行された「児童買春・児童ボルノ処罰法」(処罰法)も11月に見直し時期を迎える。規制強化も視野に自民党などで論議が始まっている。実在の子どもがモルでない漫画やアニメまで規制対象とされるのかどうかなどが焦点だ。選択議定書への署名は法律の見直しにどう影響するのだろうか。(外報部・小倉いづみ)

省からも選択議定書について説明を受けた。谷垣氏は「現行の法はつていて、表現の自由の根柢からなり問題があると原内閣の漫画やアニメーション、CGなどは、社会が児童に対する虐待を許制で当時の与党だったが児童に対する虐待を許容しているような雰囲気をつくり出し、結果的に犯罪を助長・刺激する」としての「児童ポルノ」には「絵」も含まれていった。児童じぐく見える登場人物を性的に虐待する行為を助長・刺激するといふのが規制・罰則化を支持する側の考え方だ。

対象は各団で様々
について議論があつた。接の被書者がいないか
署名をきりこすと、見當す
画やアーティスト監督す

児童を性的虐待から守ることをめざす国連の「子どもの売買・買春・ボルノに関する子どもの権利条約の選択議定書」に5月、日本政府が署名した。99年に施行された「児童買春・児童ボルノ処罰法」(処罰法)も11月に見直し時期を迎える。規制強化も視野に自民党などで論議が始まっている。実在の子どもがモルでない漫画やアニメまで規制対象とされるのかどうかなどが焦点だ。選択議定書への署名は法律の見直しにどう影響するのだろうか。(外報部・小倉いづみ)

この案には、日本弁護士の山口貴士弁護士は懸念される。規制の高い漫画もある。規制といふと、この問題に詳しく述べられる。規制が描かれていても芸術性が認められない場合がある。

「長見の自由」を書くに際しては、義論があつた。一義の被書者がいよいよいつまでも

アーティストの規制に登録した。児童じく見える登録する側の考えた。

まれといつ意見もある。同じ「児童ホル」犯罪を助長・刺激すると

(外報部・小倉いづみ) 直面してどう影響するのだろうか。

急増する児童買春

携帯電話の出会い系サイトをきっかけに子どもたちの売買春が急増している。携帯電話があまりにも急速に普及し、家庭や教育現場の危機意識が追いつかないのが現状で、啓発活動や性教育への徹底じた取り組みが急務になっている。今国会には子どもに罰則を科す法案も提出される運びとなり、議論も活発化している。(大須賀 純)

生 活 ワイド版

卷之十一

子の處に「書」は贊否

赤池敏子	奥村 徹	桑山加志子	塙平一成	穂谷直亮
阿部勘郎	小野聖子	国保良江	辻 邦雄	堀江五十鈴
アンタケ久美子	落合貴美恵	小山早百合	土田朋水	松尾忠雄
アンタケれいら	柿崎奈未子	斎藤 昇	土谷秀子	マリ・クリスティーヌ
安藤芳子	金澤定幸	阪田 功	坪井節子	丸山佳子
飯田 綾	鹿野小巻	佐久間哲行	長島若菜	宮本利行
池上久美子	鹿野文子	椎野紀子	西尾留美子	村田早耶香
石尾ひとみ	鹿野まどか	柴田さやか	西田尚徳	森 ひろ子
宇佐美昌伸	金子博美	白澤ひとみ	バックレイ麻知子	山口篤子
潮 末良	唐木優衣	瀬良康子	原 真冬	山本佳世
内田淑子	菊谷まり子	武田明恵	東谷恵子	山本博子
大江麻子	木崎治恵	田中ミサキ	古坂和子	吉田頌子
大室 敦	草野順子	工藤美智子	深堀ベティーナ	吉田誠
岡村哲治	工藤美智子	滝口友美	田中美智子	Richard Lukens

シンポジウム収支報告

科目	金額	備考
収入	19,500	シンポジウム(500円×39人)
助成金	140,000	横浜市国際交流協会
	60,000	横浜AIDS市民活動センター
	6,084	AWC事業費より
	225,584	
支出	3,000	
	60,000	講師謝金(30,000円×2人)
	2,405	
	12,219	
	8,700	
	16,340	
	12,420	
	110,500	紙代(カラー含む)20,000 表紙52,500 印刷費8000 通信費30,000
合計	225,584	
収支差額	0	

この事業は、(財) 横浜市国際交流協会及び、横浜 AIDS 市民活動センターの助成を受けて行われました。

「子ども買春・子どもポルノ禁止法」の制定に私達は深くかかわってきました。目的に子どもの権利の擁護を掲げた初めての法律の制定には大きな意義があります。しかし子どもポルノと表現の自由との問題等、積み残しの部分もあるのが現実です。また通信技術の発達により更に加えなければならぬことも出てきています。私達この問題に係ってきたNGOは、勉強会を重ね、賛同団体を募り、法律改正に向けて要望書を2003年1月からの通常国会に提出する予定です。現在111団体が賛同しています。私たちの目的は子どもの商業的性的搾取の根絶です。法律を整備することは、問題根絶の大きな前進であるとともに、私たちの社会が子どもの商業的性的搾取を許さないという意志の表明でもあります。一番大切な理念は何か。

それを忘ることなく、法律の改正、運用をモニタリングしていくなければなりません。

山本博子

表紙・イラスト 鹿野まどか・鹿野小巻

編集担当 堀江五十鈴

発行責任者 山本 博子

定価 400円